

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について-----	1
II	「かながわ人権施策推進指針」の改定について-----	84
III	令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について-----	88
IV	「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）素案修正版について-----	101
V	県立図書館新棟の整備状況について-----	117

I 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 県立学校及び市町村立学校の対応について（令和2年2月から令和3年5月まで）

(1) 臨時休業から学校再開までの主な対応

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- ・ 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

(2) 学校再開後の主な対応（令和2年6月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等にお

ける学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。

- 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。
- 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめた。
- 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。
- 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を徹底するなどの対応をすることとした。
- 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、Webサイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこととした。
- 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を整理し県立学校に通知した。

- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

3 県立社会教育施設の主な対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年3月2日に、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続。）
- ・ 3月11日に、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

- ・ 3月24日に、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部を継続)
- ・ 4月10日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を4月12日から5月6日まで休止した。
- ・ 5月5日に、図書館の窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、段階的に再開館することとした。(図書館は、5月27日から予約貸出等の窓口サービスを先行実施。図書館、金沢文庫、近代美術館、歴史博物館は6月9日から再開館。生命の星・地球博物館は7月1日から再開館。)
- ・ 5月26日に、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知し、各施設では、ガイドラインに基づき、具体的な対策マニュアルを作成した。
- ・ 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館、図書館については開館時間を最大19時までとした。
- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、2月7日までとっていた対応を引き続き3月7日まで延長することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、3月7日までとっていた対応を引き続き3月21日まで延長することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、解除後の段階的緩和期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を最長20時までとした。
- ・ 3月24日に、4月1日からのリバウンド防止期間中の対応として、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置期間中の対応として、博物館・美術館については事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館は閉館時間を19時までとした。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、引き続き緊張感を持ち同様の対応を継続して行うこととした。

4 令和3年6月以降の対応について

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにすると

ともに、身体的距離を確保し、食事中的会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。

- ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事時の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
 - ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

(ウ) 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

(エ) 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成30年3月、平成31年3月一部改定）」に則り実施する。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。
※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

(オ) 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(カ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

ウ 7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川県緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた

上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

【感染防止対策の強化・徹底について】

(ア) 部活動等における感染防止対策の徹底について

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
- 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。

(イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導すること。

(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

エ 7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応していくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態措置期間中における教育活動等】

(ア) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

(イ) 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施す

る。

(ウ) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

オ 8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

(ア) 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

＜部活動等における感染防止対策の徹底について＞

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。

(イ) 教育活動外の行動に係る指導について

- 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。

(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について

- 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏

まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開

催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
 - 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
 - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- (エ) 学校行事等について
- a 修学旅行等について
 - 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
 - b 文化祭・体育祭等について
 - 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。
 - c 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

キ 8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1

日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

＜特別支援学校＞

9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、

平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。

- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- (エ) 学校行事等について
 - a 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 校外活動は延期又は中止とする。
 - b 文化祭・体育祭等について
 - 延期又は中止とする。
 - c 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

b 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

c 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期

する。

ケ 9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。
- (ウ) 部活動について
 - 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- (エ) 学校行事等について
 - a 修学旅行等について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。
 - b 文化祭・体育祭・学校説明会等について
 - 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- コ 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月25日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 通常の教育活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

＜特別支援学校＞

- 時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

(ア) 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

(イ) 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

(ウ) 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

(エ) 学校行事等について

a 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

b 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

サ 11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、県教育委員会として、令和3年10月20日付け通知の内容により引き続き対応することとし、同日に「今後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

シ 11月29日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から11月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

参考3及び参考4参照。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を以下のとおり継続して行うこととした。

○ 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。

○ 図書館は、閉館時間を19時までとして、開館する。

※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を13時～19時

○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

イ 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。

ウ 7月16日に、「神奈川版緊急事態宣言」が発出されたことを受け、感染症の拡大防止に最大級の対応を図り、その対策を徹底するなど、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。

エ 7月30日に、特措法に基づく緊急事態宣言を受け、強い危機感を持って、感染症の拡大防止対策を徹底し、8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。

オ 8月9日に、知事メッセージが発出されたことを受け、現下の極めて厳しい新型コロナウイルス感染症の状況について、施設長と全ての職員が危機感を共有し、より一層適切な施設運営に努め、引き続き8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととした。

カ 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策をさらに強化・徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

キ 8月26日に、知事メッセージが発出されたことを受け、本県の新規感染者は変異株（デルタ株）にほぼ置き換わったこともあって激増が続き、収束する気配が見られない状況に鑑み、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

ク 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

なお、博物館、美術館、図書館における講座等については、原則、延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とすることとした。

ケ 9月28日に、緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日をもって解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、引き続き施設の運営にあたっては、感染防止対策を徹底し、同様の対応を継続して行うこととした。

コ 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、施設の運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとした。

○ 博物館・美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた

場合、入場制限を行うことがある。

- 図書館は、開館時間を通常に戻す。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

サ 11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、施設の運営にあたっては、日常の感染防止対策に努め、同様の対応を継続して行うこととした。

5 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底し児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していく。

参考 1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和3年12月2日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
令和2年6月から 令和3年12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	2,350	140
	特別支援学校	123	26
	小 計	2,473人	166校
合 計		2,474人	167校

[参考]	
県立学校児童・生徒数	県立学校数
124,814人	169校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
令和2年6月から 令和3年12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	191	92
	特別支援学校	58	21
	小 計	249人	113校
合 計		251人	115校

[参考]	
県立学校教員数 (本務者)	県立学校数
11,354人	169校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年12月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	68
	特別支援学校	11
合 計		79校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

年月	校種	感染者数	合計	<教職員>	
				感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人			
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1			
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4			
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4			
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19			
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49			
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17			
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4			
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0			
令和3年 12月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1,886人	1,984人	134人	177人
	特別支援学校	98人			
合計	高等学校・中等教育学校	2,351人	2,474人	192人	251人
	特別支援学校	123人			

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年12月まで）

高等学校・中等教育学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	88%	家庭内感染	37%
※うち重症者は0人		学校内感染	4%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	6%
		感染経路不明	53%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	70%	家庭内感染	33%
※うち重症者は0人		学校内感染	9%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	33%
		感染経路不明	26%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年12月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	91%	家庭内感染	18%
※うち重症者は1人		学校内感染	2%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
		感染経路不明	78%

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0		
	中学校	5	4		
	小学校	12	11		
	特別支援学校	1	1		
	小 計	18人	16校		
令和2年6月から 令和3年12月まで (学校再開後)	高等学校	321	17		
	中学校	2,741	390		
	小学校	4,418	779		
	特別支援学校	85	14		
	小 計	7,565人	1,200校		
	合 計	7,583人	1,216校	[参考]	
				市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校校数
				657,203人	1,296校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数		
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0		
	中学校	1	1		
	小学校	2	2		
	特別支援学校	0	0		
	小 計	3人	3校		
令和2年6月から 令和3年12月まで (学校再開後)	高等学校	35	16		
	中学校	225	143		
	小学校	504	323		
	特別支援学校	28	10		
	小 計	792人	492校		
	合 計	795人	495校	[参考]	
				市町村立学校教員数(本務者)	市町村立学校校数
				41,568人	1,296校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和3年12月まで (学校再開後)	高等学校	11
	中学校	65
	小学校	100
	特別支援学校	5
	合 計	181校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

年月	校種	感染者数	合計	<教職員>	
				感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0		0	
	小学校	1		0	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3		1	
	小学校	9		2	
	特別支援学校	1		0	
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2		0	
	小学校	2		0	
	特別支援学校	0		0	
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人		1人	
	小学校	12人		2人	
	特別支援学校	1人		0人	
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1		0	
	小学校	2		0	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2		1	
	小学校	9		5	
	特別支援学校	0		2	
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17		1	
	小学校	61		11	
	特別支援学校	0		1	
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20		2	
	小学校	40		2	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28		1	
	小学校	54		4	
	特別支援学校	0		0	
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39		7	
	小学校	52		8	
	特別支援学校	2		0	
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150		11	
	小学校	155		28	
	特別支援学校	2		3	
令和3年 1月	高等学校	31	707	5	107
	中学校	251		31	
	小学校	418		65	
	特別支援学校	7		6	
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36		1	
	小学校	80		15	
	特別支援学校	2		0	
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22		2	
	小学校	59		12	
	特別支援学校	1		0	
小計	高等学校	64人	1,574人	12人	231人
	中学校	566人		57人	
	小学校	930人		150人	
	特別支援学校	14人		12人	

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	788	5	110
	中学校	335		32	
	小学校	413		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	132	3,227	12	294
	中学校	1,207		83	
	小学校	1,842		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,133	0	49
	中学校	382		20	
	小学校	697		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	74	0	0
	中学校	16		0	
	小学校	54		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	1	18	0	0
	中学校	4		0	
	小学校	13		0	
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校	0	0	0	0
	中学校	0		0	
	小学校	0		0	
	特別支援学校	0		0	
小計	高等学校	257人	5,991人	23人	561人
	中学校	2,175人		168人	
	小学校	3,488人		354人	
	特別支援学校	71人		16人	
合計	高等学校	321人	7,583人	35人	795人
	中学校	2,746人		226人	
	小学校	4,430人		506人	
	特別支援学校	86人		28人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年12月まで）

高等学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	84%	家庭内感染	22%
※うち重症者は0人		学校内感染	8%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
		感染経路不明	68%

中学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	72%	家庭内感染	55%
※うち重症者は0人		学校内感染	3%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	8%
		感染経路不明	34%

小学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	59%	家庭内感染	71%
※うち重症者は0人		学校内感染	1%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	7%
		感染経路不明	21%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	61%	家庭内感染	32%
※うち重症者は0人		学校内感染	2%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	40%
		感染経路不明	26%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和3年12月まで）

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	87%	家庭内感染	21%
※うち重症者は3人		学校内感染	4%
		その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	7%
		感染経路不明	68%

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 12 月 2 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:30	1
8:40	4
8:45	1
8:50	21
8:55	8
9:00	46
9:05	13
9:10	23
9:15	5
9:20	16
9:30	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。

（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 3 年 12 月 2 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	6
8:55	3
9:00	8
9:10	1
9:15	1
9:20	1
9:30	6
9:45	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン

県立高等学校及び県立中等教育学校の保健管理等の扱いについては、令和3年5月7日（6月14日一部修正）付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、同年11月19日付けで『新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定について』、同年11月22日付けで『「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～』の改訂について』により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めました。

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症対策に関する取組を引き続き強化し、生徒への指導の徹底を図るようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の主な内容

- ア 各学校での感染拡大防止のための感染症対策を引き続き徹底すること。
- イ 登校前に体温や健康状態を確認できなかった生徒については、教室に入る前に別室等で確認を行うなど、感染拡大防止対策を徹底すること。
- ウ 個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合には、授業について、集団の規模や会話でのやり取り、教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。
- エ マスクについては、着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することを指導するとともに、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症は、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染し、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、感染リスクを防止するために密集を防ぎ、十分な換気を行うこと。
- カ ワクチン・検査パッケージの活用は大学が対象となるため、高等学校、中等教育学校においては活用しないこと。

- キ 新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応疑い時に係る出欠席の取扱いについては、当面の間、生徒の不利益にならないよう対応すること。
- ク 新型コロナワクチンの予防接種歴を把握する必要がある場合は、他の生徒に知られることのないよう、個人情報の取扱いに十分に留意すること。
- ケ ワクチン接種の有無によって、差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者にも理解を求めること。

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

【感染症対策】

(1) 感染症対策

ア 登校時における感染症対策

(ア) 登校前の対応について

- 生徒には、登校前に検温及び健康観察を行わせ、健康観察票（一部改訂 R02. 8. 20、ICT を用いることも可）に記載させ、毎回学校に持参させるよう指導を徹底すること。健康観察票は、過去 16 日間（健康観察票 1 枚表裏）以上のものを保存させること。
- 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養させる。（「(2) 出席停止等の扱い」項目参照）

(イ) 登校時に検温、健康観察をしていない生徒への対応について

- 生徒が持参した健康観察票を教室等で確認する際、登校前に体温や健康状態を確認できなかった生徒については、教室に入る前に別室等で確認を行うなど、感染拡大防止対策を徹底すること。
- 学校で検温及び健康観察を行う際は、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられる環境を用意すること。なお、登校時に健康状態を確認できなかった生徒が多数いる場合には、養護教諭や担任だけでなく、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備しておくこと。
- 学校での検温は、県教育委員会が予算措置した非接触型体温計を使用することが望ましい。

(ウ) 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある生徒が登校した場合の対応について

- 当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導を徹底すること。その場合、出欠席の扱いは「出席停止」とすること。（「(2) 出席停止等の扱い」項目参照）
- 医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。

- 安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

(エ)同居の家族等が陽性となり、生徒等が濃厚接触者に特定された場合の対応について

- 症状の有無にかかわらず、保健所の指示に基づき指定された期間、出席停止（自宅待機等）となることを周知徹底すること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- 新型コロナウイルス感染症の流行下においては、同居の家族等に発熱等の風邪症状がある場合も、「症状はないが、罹患の疑いがある場合」に当てはまるため、保護者の申し出により出席停止（自宅待機）とすること。

イ 登校後の感染症対策

(ア)基本的な感染症対策の指導

- ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあるため、学校での登校時、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底させること。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- 基本的には、流水と石けんで手洗いをを行うが、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒液を使用する。なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗わせるなどの配慮を行うこと。
- その他、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

(イ)マスク、ハンカチやタオル等の衛生用品の対応

- 毎日、清潔なマスク、手をふくハンカチやタオル等を持参させ、共用しないように指導すること。（布マスクに関しては洗濯方法について、家庭科の授業で取り扱ったり、保健指導等で周知したりする等の工夫を行う。）
- マスクについて、学校教育活動においては、生徒及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、登下校中も含め校内でのマスクの着用を徹底すること。また、着用するマスクは、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。（文部科学省 事務連絡学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について〔令和2年5月21日〕参照）
- 個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合には、授業について、集団の規模や会話でのやり取り、

教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。

- マスクについては、着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することを指導するとともに、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。

※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いため、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合等で、これらをマスクの着用をせずに使用する場合は、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保すること。また、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクを活用する方法もある。

(ウ)免疫力を高め、感染リスクを低減させる日常的な指導

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導すること。
- 清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することを指導すること。

(エ)教室等の換気の徹底

- 新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染する。一般的には、1メートル以内の近接した環境において感染するが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、感染リスクを防止するために密集を防ぎ、十分な換気を行うこと。
- 冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、生徒の服装についても配慮すること。
- 冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、生徒に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気を基本とした換気を実施すること。窓は、二方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。）を幅10～20cm開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も検討すること。教室だけでなく、廊下の換気にも配慮すること。室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。

※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮すること。

※十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の日安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられる。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

○体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

(オ) 座席の配置等の対応

○教室、職員室等においては、必要に応じて部屋の分散をする等、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保すること。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。

○座席の配置の工夫としては、生徒の席の間に距離を確保し（できる限り1～2メートル）、対面とならないような形とすること。

○施設の状況や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気と座席の工夫を組み合わせるなど、状況に応じて柔軟に対応すること。

○座席については、感染者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

(カ) 共用部分等の消毒対応

○教職員等は共有部分（トイレなど）、生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）

○教室、廊下（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールを使用することを基本とする。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。

○教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用することを基本とする。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、

拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、生徒には扱わせないこと。

- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- 教材、教具等、生徒間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

ウ 保健室における感染症対策

(ア) 換気の徹底

- 「イ 登校後の感染症対策 (エ) 教室等の換気の徹底」と同じ扱いとする。

(イ) 来室した生徒への対応等

- 向かい合わせを避け、十分な距離（概ね1～2メートル）を保ち、3つの密にならない環境を設定すること。具体的な例として次のような工夫を行うこと。
 - ・部屋のレイアウト変更。
 - ・生徒等が一度に複数来室した際の対応として、順番待ちのための床へのマーキングや椅子の設置等。
 - ・入室人数の制限。
 - ・健康相談の予約制、時間制限等による来室人数の調整。
- 養護教諭や教職員が来室する生徒に対応する際は、常にマスクを着用し、必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を行うこと。
- 養護教諭や教職員は、生徒に対応するごとに手洗い又はアルコール消毒、うがいを行うこと。
- ゴミは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。
- 生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合は、安全に帰宅させる。安全に帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させること。なお、対応は限られた者が行うようにすること。

(ウ) 部屋の消毒等

- 養護教諭等はドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごと等こまめに消毒液等を使用して清拭消毒を行うこと。その他は、「イ 登校後の感染症対策 (カ) 共用部分等の消毒対応」と同じ扱いとする。

エ ワクチン・検査パッケージについて

- 令和3年11月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

『新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定について』にある、ワクチン・検査パッケージによる『部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする』は、大学が対象となるため、高等学校、中等教育学校においては、ワクチン・検査パッケージは活用しない。

(2) 出席停止等の扱い

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条)	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把握するとともに、体調不良の生徒がいないか確認する。臨時休業の判断を保健体育課に連絡する。
	※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。	
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」(学校保健安全法第19条)※	その間は健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	—
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	—

※ R2. 6. 19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

《新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応疑い時に係る出欠席の当面の取扱い》

区分	出欠席の取扱い
新型コロナワクチン接種	課業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」(出席停止等)
接種後の副反応疑い	新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、『症状があり罹患の疑いがある場合』と同等の扱いとし、学校保健安全法第19条による「出席停止」
	接種後に体調不良により欠席した生徒が、医師により、新型コロナワクチン接種に伴う副反応であると診断された場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」(出席停止等)

※ 新型コロナワクチンの接種状況等は日々変化していることから、今後の対応について変更を行う場合がある。

※ ワクチン接種に係る出席停止等の取扱いについては、新型コロナワクチン接種に限ることとし、インフルエンザ等の他のワクチン接種については、適用しない。

【生徒の健康管理】

ア 心身の健康観察

- (ア) 登校時に、生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。
- (イ) 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。
主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。
登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。（「感染症対策(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- (ウ) 生徒の心身の健康状態に鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- (エ) 特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状		ストレス症状
最高体温		不安や怖さを感じる
呼吸器症状	せき	イライラが解消されない
	息苦しい	孤独や寂しさを感じる
	鼻みず・鼻づまり	疲れがとれない
	のどが痛い	眠れない
その他	全身がだるい	勉強がはかどらない
	頭痛	その他
	下痢	
	はき気・嘔吐	
	関節筋肉痛	
	味や匂いがわかりにくい	
	その他	

イ 罹患状況の把握について

- (ア) 学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- (イ) 特に、基礎疾患を有する生徒は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。
- (ウ) 発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当する場合は、受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- (エ) 生徒が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検

査を受ける予定となった場合又は検査を受けた場合は、速やかに保健体育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 昼食時など食事場面の指導等について

【昼食時の指導について】

- 食事の前の手洗いを徹底するよう指導すること。
- 昼食時など食事場で感染リスクが高まることを踏まえ、飛沫感染防止の観点から、次のことについて生徒に指導を徹底すること。
 - ・他の生徒と離れて食事をする。
 - ・対面で食事をとらず教室の正面を向いて食事をする。
 - ・食事中の会話を禁止すること。
 - ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
 - ・食事後は速やかにマスクを着用すること。
 - ・必要に応じて、アクリル板等の飛沫防止パーテーションの設置場所の見直しや点検及び新規設置の対応を行うこと。
- 教室に余裕がある場合などは、ホームルーム教室以外の教室を有効活用することで、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。

【部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について】

- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

4 清掃活動について

【校内の清掃について】

- 「通常登校」の段階から、生徒による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底すること。特に、生徒にゴミを回収させる際は、ビニール袋を密閉して縛るよう指導すること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう指導すること。
- 教室、廊下（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールや消毒効果が確認されている界面活性剤等を使用する。清

掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。(再掲)

- 教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、ゴミの持ち帰りを指導したり、ゴミを小さなビニール袋にまとめて捨てさせる、教室にごみ箱を置かず学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置したりするなどの工夫を引き続き行うこと。(使用済みのマスクの扱い等には十分注意すること。)

【トイレの清掃について】

- トイレの清掃については、生徒が、床の清掃、便器の水洗い、トイレットペーパーの補充等を行うことを可能とするが、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒については生徒が行うことのないようにすること。

5 その他の指導等について

【教育活動外での行動について】

- 外食する場合は、黙食、個食、マスク飲食を徹底すること。
- 生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、生徒等に対しては、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えるよう指導すること。

【新型コロナウイルス感染症に関する情報収集方法について】

- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート (行政)」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や早期の受診につなげるよう指導すること。

※ LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート (行政)」(神奈川県・新型コロナウイルス感染症対策ポータル・(4月28日更新) 一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をLINEでサポートしますページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/line/index.html>

※ 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) (厚生労働省・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【新型コロナワクチン接種に関する個人情報の取扱いについて】

- 学校教育活動において、医療機関等での実習や健康診断に伴う保健調査等、なんらかの理由で生徒の予防接種歴を把握する必要がある場合は、情報を把握する目的を明確にし、本人や保護者の同意を得て、他の生徒等に知られることのないよう、個人情報の取扱いに十分に留意すること。

6 いじめ、偏見、差別等の防止について

【いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について】

- 学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を生徒に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持

する方への偏見や差別等が生じないように、次の動画を活用するなどして生徒を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

- 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である生徒が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。
- 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないように、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて生徒に指導すること。
- ワクチン接種の有無によって、差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者にも理解を求めること。
- いじめ、偏見、差別等の兆候や、生徒が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまうことがないように、教職員は、生徒の様子を細かく観察、把握するとともに、生徒のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。
- 必要に応じてスクールカウンセラー等による生徒の心のケア等を実施するとともに、生徒の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」0466-81-8111

なやみいおう
0120-0-78310（フリーダイヤル）

※LINEを活用した生徒相談「SNSいじめ相談@かながわ」

（相談窓口につながる二次元コードを記載したカードは学校に送付済み）

次のURLで二次元コードを記載したホームページにアクセスできる。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

7 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

【学校で感染者が発生した場合の臨時休業について】

- 令和3年11月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」における「学校で感染者が発生した場合の臨時休業について」は、昨今の神奈川県内の感染状況に鑑み、当面の間、対応の変更は行わないこととする。
- 濃厚接触者の特定は保健所が行うが、生徒の出欠状況により、明らかに濃厚接触者がおらず、教育活動の継続について、既に保健所の判断、学校医の意見を聴取している場合は、柔軟に対応することとする。学校は、保健体育課に相談する。

【感染者が出た場合の当面の対応の概要】

- 対応が決定するまでの間、校長は、感染症の予防上必要があるときは、保健体育課と協議のうえ、臨時に学校の全部を休業とする。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）また、臨時休業の実施について、速やかに生徒・保護

者に周知する。

○対応の決定に当たっては、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、保健体育課と協議し決定する。(学校において予防すべき感染症の季節(平成30年3月発行))

※ 教育活動中の場合は、速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び生徒の帰宅(登校禁止)及び生徒の自宅待機を指示する。

※ 生徒の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付

○保健所の指示に基づき、学校は、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定への協力、他の生徒及び教職員の健康状態の把握、校内の消毒等の対応を行う。

※ 学校は、①保健所による濃厚接触者の特定、②保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了、③保健所による学校再開の見解、④学校医による学校再開の見解、を確認し、県教育委員会と学校再開または臨時休業について協議する。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応の詳細については、【別添資料1】令和2年6月11日付保健体育課長通知「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について(令和2年6月11日時点)」及び【別添資料2】令和2年9月4日付保健体育課長事務連絡「週休日等(課業日以外)に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応」(別紙を一部修正)を確認し、対応すること。

県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン

県立特別支援学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和3年5月7日（6月14日一部修正）付け「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、同年11月19日付けで『新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定について』、同年11月22日付けで『「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～』の改訂について』により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めました。（下線部分が変更点及び追加事項）

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症対策に関する取組を引き続き強化し、児童・生徒等への指導の徹底を図るようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の主な内容

ア 各学校での感染拡大防止のための感染症対策を引き続き徹底すること。

イ 登校前に体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、教室に入る前に別室等で確認を行うなど、感染拡大防止対策を徹底すること。

ウ 個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合には、授業について、集団の規模や会話でのやり取り、教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。

エ マスクについては、着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することを指導するとともに、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。

オ 新型コロナウイルス感染症は、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染し、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、感染リスクを防止するために密集を防ぎ、十分な換気を行うこと。

カ ワクチン・検査パッケージの活用は大学が対象となるため、特別支援学校においては活用しないこと。

- キ 新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応疑い時に係る出欠席の取扱いについては、当面の間、児童・生徒等の不利益にならないよう対応すること。
- ク 新型コロナワクチンの予防接種歴を把握する必要がある場合は、他の児童・生徒等に知られることのないよう、個人情報の取扱いに十分に留意すること。
- ケ ワクチン接種の有無によって、差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者にも理解を求めること。

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

(1) 感染症対策

ア 登校前の感染症対策

- ①各家庭等と連携して毎朝の検温及び風邪症状の有無を確認すること。その際、健康観察票を配付する等により、状況の随時把握、共有に努めること。
(※参照「健康観察票（一部改訂 R02.9.2、ICT を用いることも可）」)
- ②発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、自宅休養を徹底すること。また、同居する家族等に風邪症状が見られる場合も、児童・生徒等を登校させないよう、保護者の理解と協力を得ること。その場合、出欠に関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。
(「(2)出席停止等の扱い」項目4に該当)
- ③同居の家族等が陽性となり、児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合の対応については、症状の有無にかかわらず、保健所の指示に基づき指定された期間、出席停止（自宅待機等）となることを周知徹底すること。(「(2)出席停止等の扱い」項目参照)

イ 登校後の感染症対策

- ①登校時の健康状態の把握には、「健康観察票」などを活用し、健康状態の把握を行うこと。
- ②発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童・生徒等が登校した場合には、保護者の理解と協力を得た上で、当該児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導を徹底すること。その場合、出欠に関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。
(「(2)出席停止等の扱い」項目4に該当)
- ③上記の場合、医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ④保護者の来校までの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

ウ 基本的な感染症対策

まず、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、

児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行い、児童・生徒等が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

また、新型コロナウイルス感染症は、一般的には「飛沫感染」「接触感染」で感染することから、次の基本的な感染症対策を徹底すること。

①手洗い・消毒等

- ・接触感染の仕組みについて児童・生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底する。
- ・ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあるため、登校したら、まず流水と石けんで手を洗う。また、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- ・児童・生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。
- ・手洗いは水と石けんを使用し、十分に水で洗い流した後、清潔なタオルやペーパータオルで良くふき取り乾かすよう、児童・生徒等の実態に合わせ、分かりやすく指導すること。
- ・流水での手洗いが難しい場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。なお、石けんやアルコールによる手荒れの心配がある場合には、流水で十分に洗い流すこと。

②咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう指導する。

③マスク等の着用

- ・児童・生徒等には、マスクの着用等の咳エチケットを指導する。
- ・個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合があるため、授業について、集団の規模や会話でのやり取り、教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。
- ・マスクについては、着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することを指導するとともに、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。
- ・ただし、次の場合はマスクを着用する必要はない。その場合は、できるだけ人との十分な距離（概ね1～2メートル）を保つ、近距離での会話を控える等の配慮をすること。

i 十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合

ii 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合

※気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。

（暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <http://www.wbgt.env.go.jp> で提供）

iii 体育の授業

・十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、登下校中も含め校内でのマスクの着用を徹底すること。これは体育の授業においても同様であるが、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。（文部科学省 事務連絡学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について〔令和2年5月21日〕参照）

※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いことに留意すること。例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離（概ね1～2メートル）を取りながら行うこと。また、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクを活用する方法もある。

※令和2年12月10日付け文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」参照

エ 清掃・消毒について

①普段の清掃・消毒のポイント

・児童・生徒等による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能としている。ただし、マスクの着用、清掃・消毒作業前後の手洗い等の指導を徹底すること。

・床は、通常の清掃活動の範囲で対応する（特別な消毒作業は必要ない）。

・教室の児童・生徒等自身の机や椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。なお、清掃・消毒作業前後は、流水と石けんによる手洗いを徹底すること。

・教職員等は共有部分（トイレなど）、児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）

・児童・生徒等が教室のゴミを回収する場合は、マスクや手袋を使用し、鼻水や唾液のついたゴミは、教職員がビニール袋に入れて密閉して縛ること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう指導すること。

・トイレや水道場の清掃については、引き続き教職員が行うこととし、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒についても、児童・生徒等以外の者が行うこと。

（児童・生徒等以外の者の例：教員、現業、業務アシスタント、サポートティーチャー、学校業務サポーター、ボランティア、委託業者等）

※ただし、業務の内容については、よく話し合い協力を求めること。

・清掃道具や教材、教具等、児童・生徒等間の共用を避けることが難しいものについ

ては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

②消毒の方法等について

- ・教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール、消毒効果が確認されている界面活性剤、0.05 %の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、児童・生徒等には扱わせないこと。

- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- ・消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・消毒作業中は、換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らない。

③感染者が発生した場合の消毒について

- ・感染が判明した場合は、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。当該感染者の行動範囲を特定し、汚染が想定される物品を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒する。

オ 教室等の換気の徹底

- ・新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染する。一般的には、1メートル以内の近接した環境において感染するが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、感染リスクを防止するために密集を防ぎ、十分な換気を行うこと。

- ・冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、児童・生徒等の服装についても配慮すること。

- ・冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないよう、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気を基本とした換気を実施すること。窓は、二方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われ

る。)を幅10~20cm開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も検討すること。教室だけでなく、廊下の換気にも配慮すること。室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに(30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと)数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

・二方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。)を開けておく。冷暖房器具を使用する場合も、窓を開けた換気を行うこと。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談し、児童・生徒等の服装についても配慮すること。

※窓のない部屋は十分に換気をするのが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておき、換気扇やサーキュレーター等を用いて効率よく部屋の空気を外に出すなど、十分な換気に努めること。また、冷暖房器具の使用時は、人の密度が高くないように配慮すること。

※十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられる。

・体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

カ 教室内の座席配置等の対応

- ・教室、職員室等においては、必要に応じて部屋の分散をする等、身体的距離(概ね1~2メートル)を確保すること。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離(多くの児童・生徒等が手の届く距離に集まらない状態)を保つよう指導すること。
- ・パーテーションや机上の仕切り板(アクリル板)等の活用について工夫すること。
- ・座席の配置の工夫としては、当分の間、児童・生徒等の席の間に距離を確保し(できる限り1~2メートル)、対面とならないような形とすること。
- ・施設の状況や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気や座席の工夫を組み合わせ、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・座席については、陽性者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

キ 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応

医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下、「医療的ケア児」という）の対応として、「学校の新しい生活様式 Ver. 7」を基本としつつ、以下の参照文書も含めて対応すること。

<参考>

○文部科学省 令和2年6月19日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」

○文部科学省 令和2年6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

○厚生労働省 令和2年5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

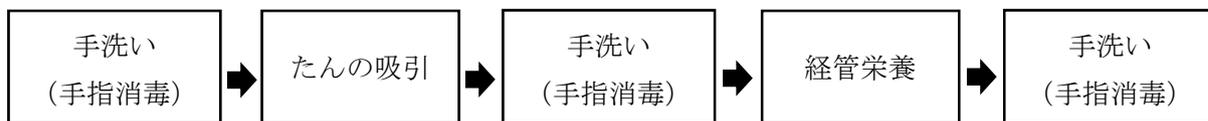
①登校の判断等

- ・医療的ケア児の登校については、主治医の見解を保護者と確認の上、個別に登校の判断をすること。
- ・学校は、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。
- ・少しでも体調が悪い（普段と異なる）ときは登校を見合わせてもらうこと。
- ・発熱や様子の変化があった際にすぐに迎えにきてもらう等、保護者と緊急時の対応について確認しておくこと。

②医療的ケアの実施

- ・「1ケア1手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。

【イメージ】「1ケア1手洗い（手指消毒）」の流れ



- ・ケア前の手洗い（手指消毒）後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。また、ケア後の手洗い（手指消毒）前にも、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。
- ・医療的ケアの実施については、手袋やマスク等、必要に応じて防護用具を使用すること。また、地域の感染状況によっては、気管内吸引や吸入などを行う際に使い捨て手袋、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）を着用する必要性を学校医等に相談すること。

③消毒

- ・トイレのドアノブや、車いすホイール、手すり、マット等触れる箇所や使用する場所をこまめに消毒すること。
- ・使用教材・教具や、触れる可能性のある物品等についてこまめに消毒すること。

④換気等の衛生環境

- ・3密を避けること、換気を行うことを含め、活動に対する環境衛生面について、十分な対策を講じること。しかし、指導の際に接触が避けられないこともあるので、適切に対応するためにも、学校医等の助言を得たり、児童・生徒等の安全確保など

の観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前説明をしたりすること。

- ・換気は、気候上可能な限り、常時、二方向の窓を同時に開けて行うこと。また、常時行うことが困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。

⑤その他

- ・担任や担当教員、学校看護師など、接触の機会のある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。また、日常生活において感染防止を徹底すること。
- ・スクールバスを利用する児童・生徒等の保護者へは、乗車の際の留意点や感染症対策の取組みについて周知するとともに、安全・安心な登下校のため、必要に応じて保護者と相談・調整すること。
- ・登校時だけでなく定時の検温を実施し、健康状態の把握に努める。また、家庭においても定時の検温を依頼すること。
- ・保護者による送迎の場合、必要に応じて登校に時差をつけるなどの対策をお願いすること。
- ・学校、保護者、関係機関（支援事業所等）が緊密に情報共有を行うこと。

ク ワクチン・検査パッケージについて

- ・令和3年11月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定について』にある、ワクチン・検査パッケージによる『部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする』は、大学が対象となるため、特別支援学校においては、ワクチン・検査パッケージは活用しない。

(2) 出席停止等の扱い

項目	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
1 罹患した 児童・生徒等	感染者は治癒するまで「出席停止」。 (学校保健安全法第 19 条) ※学校の臨時休業の日数について、 保健所からの要請や、学校医等と相 談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、 濃厚接触者を把握すると ともに、体調不良の児童・ 生徒等がないか確認す る。臨時休業の判断を保 健体育課に連絡する。
2 濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された 期間「出席停止」(感染者と最後に濃 厚接触した日から 2 週間程度)	保健所の指示に基づき、 健康観察票等を活用し、 健康観察を行う。
3 症状があり罹患の疑い がある場合	「出席停止」(学校保健安全法第 19 条)	その間は健康観察票等を 活用し、健康観察を行う。
4 症状はないが罹患の疑 いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と 相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、 基礎疾患がある児童・生 徒等については、健康観 察を徹底し体調変化に留 意する。
5 基礎疾患があるなど重 症化するおそれがある児 童・生徒等	主治医や学校医に相談の上、保護者 からの申し出により、「校長が出席し なくてもよいと認めた日」	
6 感染の可能性について の保護者の申し出に合理 的な理由があると判断す る場合	保護者の申し出により、「校長が出 席しなくてもよいと認めた日」	—
7 上記以外の児童・生徒等 の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相 談の上、決定した臨時休業期間「授 業日数から除く」	—

※R2. 6. 19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

《新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応疑い時に係る出欠席の当面の取扱い》

区分	出欠席の取扱い
新型コロナワクチン接種	課業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合 は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認 めた日」(出席停止等)
接種後の副反応疑い	新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが 接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出に より、『症状があり罹患の疑いがある場合』と同等の扱いとし、 学校保健安全法第 19 条による「出席停止」 接種後に体調不良により欠席した児童・生徒等が、医師によ り、新型コロナワクチン接種に伴う副反応であると診断され た場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよ いと認めた日」(出席停止等)

※新型コロナワクチンの接種状況等は日々変化していることから、今後の対応について変更を行う
場合がある。

※ワクチン接種に係る出席停止等の取扱いについては、新型コロナワクチン接種に限ることとし、
インフルエンザ等の他のワクチン接種については、適用しない。

(3) 児童・生徒等の健康管理

ア 心身の健康観察

- ①登校時に、児童・生徒等が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。(昇降口近くに、サーモグラフィを設置するなどの工夫も考えられる)
- ②基礎疾患等のある児童・生徒等については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。児童・生徒等の主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。(「感染症対策(2)出席停止等の扱い」項目5に該当)
- ③児童・生徒等の心身の健康状態を鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- ④特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状	
最高体温	
呼吸器症状	せき
	息苦しい
	鼻みず・鼻づまり
	のどが痛い
その他	全身がだるい
	頭痛
	下痢
	はき気・嘔吐
	関節筋肉痛
	味や匂いがわかりにくい
その他	

ストレス症状
不安や怖さを感じる
イライラが解消されない
孤独や寂しさを感じる
疲れがとれない
眠れない
勉強がはかどらない
その他

イ 罹患状況の把握について

- ①学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- ②特に、基礎疾患を有する児童・生徒等は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。

- ③発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当すれば、保護者に受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ④児童・生徒等が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける又は受けた場合においては、速やかに保健体育課及び特別支援教育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 給食(昼食・飲食)について

(1) 「学校給食衛生管理基準」の徹底について

- ア 学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- イ 給食の配食を行う児童・生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

(2) 給食（昼食）時の指導について

- ア 児童・生徒等の食事前後の手洗いを徹底すること。
- イ 机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ2m（最低1m）空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控えるよう指導すること。なお、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
(例：間隔を示すマーキングをするなど、児童・生徒等に対して視覚的に示す)
- ウ 状況に応じて、衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。
- エ 配膳については、児童・生徒等の状況に合わせて、各学校で検討すること。
(例：食堂から食缶を運ぶ、個包装のパン等を配るなど)
- オ 食べ物、飲み物を共有しないこと。

(3) 教室内・食堂等の環境整備等に関する留意点

- ア 教室内では、座席の間隔を十分に確保するなど、衛生面に配慮した環境を整えること。
- イ 教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。
- ウ 食堂を利用する際にも、十分な間隔を確保すること。食堂の混雑を避けるために、食事時間の割り振りをして分散させたり、各教室において少人数で食べたりすること。

(4) 介助者に関する留意点

- ア 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。
- イ 児童・生徒等に、対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用すること。
- ウ 食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行うこと。
- エ 介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
- オ 介助を交代した教職員が、同じ教室内等で喫食をする場合は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控える等の配慮をすること。

(5) 部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について

- ア 食べ物、飲み物を共有しないこと。
- イ 駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

(6) その他

- ア 換気は、気候上可能な限り常時、二方向の窓を同時に開けて行うこと。困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）、数分間程度、窓を全開にすること。

4 スクールバスの対応について

(1) スクールバス乗車における対応

- ア 乗車時に手指消毒を行い、マスクの着用を確認する。
- イ 自宅等で検温ができなかった児童・生徒等は検温を行う。
- ウ スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとることも考えられる。

- エ 児童・生徒等のスクールバス内での乗車時間をなるべく短くするために、可能な範囲で運行ルートの調整を行うことも考えられる。
- オ 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を行う。
- カ 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。
- キ 保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎで、密にならないよう注意する。時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所に移動して行うこと。

(2) ジャンボタクシー等の活用について

- ア 各タクシー会社（各事業所）は、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年6月4日一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 HP 参照）に基づく対応を行っており、各学校は、改めて契約を行うタクシー事業所等に対して、適切な感染防止対策が行われるよう依頼をするとともに、児童・生徒等や教職員等についても、乗車前の検温やマスクの着用、手指の消毒、助手席には座らないことなどの感染防止対策を行うよう留意すること。
- イ ジャンボタクシー等に添乗する教員の負担を減らすために、学校から近い乗車ポイントに教員が児童・生徒等を迎えに行ったり、担任に限らず乗車ポイントに近い居住の教員が添乗したりするなど、特定の教員に負担がかからないよう、シフトを検討すること。

(3) 保護者送迎の依頼について

- ア スクールバス内の過密化対策として、保護者に登校時の送りを依頼する場合、保護者の過重な負担にならないよう、よく相談し、適時適切に保護者の状況を聞き取るなど、ていねいに対応すること。
- イ ジャンボタクシー等を活用して教員が輪番で添乗することで、保護者の送迎に関する負担を減らすこと。
- ウ 登校時刻について、保護者から相談があった場合は、保護者の事情も勘案して柔軟に対応すること。

5 その他

(1) 寄宿舍における感染症対策

- ア 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式 Ver. 7」を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。また、寄宿舍における感染症対策については、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（令和2年5月14日公表、同21日一部改訂）も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行うこと。
- イ 寄宿舍内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- ウ 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- エ 入舎する児童・生徒等に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、無理せずに保護者に自宅休養を依頼すること。
- オ 入舎する児童・生徒等について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、学校長は特別支援教育課長と寄宿舍における対応を協議すること。

(2) 訪問による指導における感染症対策

- ア 施設や自宅への訪問による指導の実施については、訪問先の施設や保護者と十分に相談し、地域や施設の感染状況や、児童・生徒の状態等をみて、個別に実施を判断し、感染症対策を行った上で実施する。
- イ 訪問の前に教職員自身の健康チェックと検温を行うこと。
- ウ 基本的には学校における感染症対策と同様であり、マスクの着用やこまめな手洗い、手指の消毒等を行うこと。
- エ 訪問先の部屋は、定期的に換気すること。

(3) 地域の障害福祉サービス機関等との連携

- ア 各学校は、令和2年8月26日付け教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、「放課後等デイサービス」を運営する事業所と連携し、下校時刻と事業所の開所時刻の円滑な接続に向け、連絡・調整を行うことで、児童・生徒等の放課後の「居場所」の確保に取り組むこと。
- イ 「放課後等デイサービス」を運営する事業所が、密集性を回避し児童・生徒等の感染を防止すること等の理由により、学校の教室等の活用を依頼してきた際には、学校長は利用可能であれば、積極的に施設の活用を推進すること。
- ウ なお、「放課後等デイサービス」を運営する事業所が利用する施設については、児童・生徒等の安全を確保する観点から、衛生管理に十分留意し、換気や消毒液の確保、利用後の消毒等の徹底を事業所に促すこと。

6 その他の指導等について

(1) 教育活動外での行動について

ア 外食する場合は、黙食、個食、マスク飲食を徹底すること。

※ 特に教職員は、「感染防止対策取組書」を掲示していない飲食店の利用や、時短要請時間を超えた利用を行わないこと。

イ 県立学校における生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、児童・生徒等に対しては、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えるよう指導すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集方法について

ア LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」や接触確認アプリ「COCOA」等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や早期の受診につなげるよう指導すること。

※ LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」（神奈川県・新型コロナウイルス感染症対策ポータル・（4月28日更新）一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をLINEでサポートしますページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/line/index.html>

※ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(3) 新型コロナワクチン接種に関する個人情報の取扱いについて

学校教育活動において、医療機関等での実習や健康診断に伴う保健調査等、なんらかの理由で児童・生徒等の予防接種歴を把握する必要がある場合は、情報を把握する目的を明確にし、本人や保護者の同意を得て、他の児童・生徒等に知られることのないよう、個人情報の取扱いに十分に留意すること。

7 いじめ、偏見、差別等の防止について

(1) いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について

ア 学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を児童・生徒等に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、次の動画を活用するなどして児童・生徒等を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

イ 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童・生徒等が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。

ウ 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないように、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて

児童・生徒等に指導すること。

エ ワクチン接種の有無によって、差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者にも理解を求めること。

オ いじめ、偏見、差別等の兆候や、児童・生徒等が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまわないよう、教職員は、児童・生徒等の様子を細かく観察、把握するとともに、児童・生徒等のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。

カ 必要に応じてスクールカウンセラー等による児童・生徒等の心のケア等を実施するとともに、児童・生徒等の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」0466-81-8111
0120-0-78310なやみおう（フリーダイヤル）

※LINEを活用した生徒相談「SNSいじめ相談@かながわ」
（相談窓口につながる二次元コードを記載したカードは学校に送付済み）

次のURLで二次元コードを記載したホームページにアクセスできる。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

8 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

ア 令和3年11月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」における「学校で感染者が発生した場合の臨時休業について」は、昨今の神奈川県内の感染状況に鑑み、当面の間、対応の変更は行わないこととする。

イ 濃厚接触者の特定は保健所が行うが、児童・生徒等の出欠状況により、明らかに濃厚接触者がおらず、教育活動の継続について、既に保健所の判断、学校医の意見を聴取している場合は、柔軟に対応することとする。学校は、保健体育課に相談する。

(2) 感染者が出た場合の当面の対応の概要

ア 対応が決定するまでの間、校長は、感染症の予防上必要があるときは、保健体育課と協議のうえ、臨時に学校の全部を休業とする。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）また、臨時休業の実施について、速やかに児童・生徒等、保護者に周知する。

イ 対応の決定に当たっては、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、保健体育課と協議し決定する。（学校において予防すべき感染症の季節（平成30年3月発行）

※ 教育活動中の場合は、速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び児童・生徒等の帰宅（登校禁止）及び児童・生徒等の自宅待機を指示する。

- ※ 児童・生徒等の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付
- ウ 保健所の指示に基づき、学校は、当該児童・生徒等の情報収集、濃厚接触者の特定への協力、他の児童・生徒等及び教職員の健康状態の把握、校内の消毒等の対応を行う。
- ※ 学校は、①保健所による濃厚接触者の特定、②保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了、③保健所による学校再開の見解、④学校医による学校再開の見解、を確認し、県教育委員会と学校再開または臨時休業について協議する。
- * 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応の詳細については、
【別添資料1】令和2年6月11日付保健体育課長通知「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について（令和2年6月11日時点）」及び【別添資料2】令和2年9月4日付保健体育課長事務連絡「週休日等（授業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応」（別紙を一部修正）を確認し、対応すること。

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について
(令和2年2月から令和3年5月まで)

○ 臨時休業から学校再開までの動き (令和2年2月から5月まで)

日付	主な内容等
令和2年 2月28日	文部科学事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
3月30日	県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
4月7日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月4日	国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
5月22日	<p>国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。</p> <p>【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】</p> <p>○ 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、</p>

	<p>より慎重に対応する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。 ○ 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。 ○ 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。
5月25日	<p>国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。 (イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。 (ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

○ 学校再開後の動き（令和2年6月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 6月24日	<p>県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除(ステップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。 (イ) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況

日付	主な内容等
	<p>が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。</p> <p>県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。</p>
7月3日	<p>5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p>(ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。</p> <p>(イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等を示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。</p> <p>(ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。</p> <p>(エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。</p>

日付	主な内容等								
7月3日	<p>市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。</p> <p>(ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。</p> <table border="1" data-bbox="411 779 1417 996"> <thead> <tr> <th>教科</th> <th>出題範囲から除く内容(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会</td> <td>公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」</td> </tr> <tr> <td>理科</td> <td>第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。</p> <p>(イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。</p> <p>(ウ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。</p> <p>(エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。</p> <p>(オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動</p>	教科	出題範囲から除く内容(※)	社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」	数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」	理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」
教科	出題範囲から除く内容(※)								
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」								
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」								
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」								

日付	主な内容等
	<p>(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査) については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。</p>
7月9日	<p>新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。</p> <p>(イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。</p> <p>(ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。</p> <p>(エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。</p> <p>(オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。</p> <p>(カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。</p> <p>(キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。</p>

日付	主な内容等
	<p>(ク) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。</p> <p>(ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。</p>
7月17日	<p>県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p> <p>【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。 ○ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。 ○ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。 ○ 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。 ○ 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
7月29日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。</p>
8月26日	<p>県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について</p>

日付	主な内容等
	<p>学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。 ○ 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。
11月19日	<p>「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について ○ 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について ○ 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について ○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について ○ 県立中等教育学校入学者決定検査についてなどの対応をすることとした。
11月20日	<p>県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同</p>

日付	主な内容等
	<p>日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。</p> <p>なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。</p> <p>(ア) 県立高等学校及び県立中等教育学校について 学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。</p> <p>(イ) 県立特別支援学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。 ○ 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
11月27日	<p>県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。</p> <p>(ア) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。</p> <p>(イ) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等に示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱い</p>

日付	主な内容等
	<p>については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。</p>
12月3日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(ア)及び(イ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <p>各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、</p> <p>(ア) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。</p> <p>(イ) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。</p> <p>なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。</p>
12月11日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p> <p>○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について</p> <p>今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断すること」とされている。</p>

日付	主な内容等
	<p>県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスク等の着用について <p>学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。</p> ○ 教室等の換気の徹底について <p>冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。</p> <p>などの対応をすることとした。</p>
12月15日	<p>県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて特措法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。
12月25日	<p>現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学</p>

日付	主な内容等
	<p>びを継続することとし、同日、以下の(ア)から(ウ)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。</p> <p>(ア) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。</p> <p>(イ) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。</p> <p>(ウ) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。</p>
<p>令和3年 1月5日</p>	<p>1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。</p>
<p>1月7日</p>	<p>特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p> <p>【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。 ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等

日付	主な内容等
	<p>を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。 ○ 学習活動について <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。 ○ 部活動について <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。 ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。 ○ 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期または中止する。 ○ 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。
1月14日	<p>現在の感染状況を踏まえ、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜におけるWebサイトによる合格発表。 ○ 中学3年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の3年生全員に配付。

日付	主な内容等
1月27日	<p>時期を改めて留意点等を示す予定としていた県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域における感染状況等に応じて適切に対応するよう通知した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で留意事項を変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業式・入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染症対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動（学校行事）に示された目標や内容を踏まえること。 ○ 実施に当たっては、次のように対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。 ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。 ・ 式への参列者は、卒業生又は入学生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生又は入学生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。 <p>保護者が参列する場合は、高等学校及び中等教育学校においては、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。特別支援学校については、各校の実情に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。 ・ 国歌斉唱、校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとし、また、卒業式の実施に当たっては、令和3年1月27日付け通知の内容により対応するよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>

日付	主な内容等
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら段階を追って以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。 <p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p>

日付	主な内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 (ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） (エ) 部活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ 段階的緩和期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 (オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 (カ) 入学者選抜について <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
3月24日	<p>緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域</p>

日付	主な内容等
	<p>における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 <p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(ウ) 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を講じて実施する。 ○ 実施にあたっては、次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保） ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。） <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染

日付	主な内容等
	<p>リスクの高い活動は可能な限り避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 ○ その後は、段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。 <p>(オ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 段階的緩和期間及びリバウンド防止期間中は、修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。 <p>(カ) 入学者選抜について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
4月16日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

日付	主な内容等
	<p>【県立学校における児童・生徒への対応】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。 ○ 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(ウ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。 <p>(エ) 修学旅行等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
4月22日	<p>日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるよう、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。</p>
4月23日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、各学校において、基本的</p>

日付	主な内容等
	<p>な感染防止対策に係る取組状況を改めて確認し、必要な物品等がある場合は速やかに購入する、指導を強化し徹底するなど、感染防止対策の取組のより一層の徹底を図るよう、県立学校に通知した。</p>
5月7日	<p>文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から4月28日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。</p>
5月8日	<p>まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら、以下の通り対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。</p> <p><高校、中等教育学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。 ○ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。 <p><特別支援学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。 <p>【具体的な対応等】</p> <p>(ア) 基本的な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所

日付	主な内容等
	<p>による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。 <p>(イ) 感染防止対策の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において、感染力が強いといわれている変異株の割合が上昇していることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を実施し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。 ・ 食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。 ・ 特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。 <p>(ウ) 学習活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。 <p>(エ) 部活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

日付	主な内容等
	(オ) 修学旅行等について <ul style="list-style-type: none"> ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。 ○ まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
5月28日	まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで再延長されたことに伴い、令和3年5月8日付け通知の内容により引き続き緊張感を持ち、対応することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

○ 県立社会教育施設の対応について（令和2年3月から令和3年5月まで）

日付	主な内容等
令和2年 3月2日	新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部（窓口及び郵送（有料）による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談）を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館）
3月11日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
3月24日	引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月7日	特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）
4月10日	県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。
5月5日	県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

日付	主な内容等
5月25日	<p>国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。</p> <p>(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。</p> <p>(イ) 歴史博物館、金沢文庫、近代美術館については、6月9日から再開館する。</p> <p>(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。</p>
5月26日	<p>県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。</p>
令和3年 1月7日	<p>県実施方針が出されたことから、1月12日から2月7日まで博物館及び美術館については臨時休館することとした。図書館については、生徒・学生等に対する居場所の確保と学びの保障の観点から、感染防止対策に万全を期して引き続き開館し、開館時間を最大19時までとした。また、イベントや講座等についても、募集も含め延期または中止とする。</p>
2月2日	<p>国の緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから2月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月7日まで延長することとした。</p>
3月5日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日まで再延長されたことに伴い、県実施方針が改定されたことから3月7日までとしていた県立社会教育施設の対応を、引き続き3月21日まで延長することとした。</p>
3月18日	<p>国の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることになったことから、以下のとおり対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館・美術館については、段階的緩和期間中は、原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。 ○ 図書館は、閉館時間を最長20時までとして、引き続き開館する。 <p>県立図書館の閉館時間は変更なし（19時）</p>

日付	主な内容等
	<p>川崎図書館の閉館時間を 19 時⇒19 時 30 分 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 13 時～ 13 時～19 時⇒14 時～20 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
3 月 24 日	<p>4 月 1 日からのリバウンド防止期間中は、段階的緩和期間中と同様の対応を継続して行うこととした。</p>
4 月 16 日	<p>まん延防止等重点措置の実施期間中の対応として、以下のとおり対応することとした。</p> <p>○ 博物館・美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。</p> <p>○ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。 ※ 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間を 14 時～20 時⇒13 時～19 時</p> <p>○ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。</p>
5 月 8 日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 5 月 31 日まで延長されたことを受け、引き続き同様の対応を継続して行うこととした。</p>
5 月 28 日	<p>まん延防止等重点措置の期間が 6 月 20 日まで再延長されたことを受け、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととした。</p>

II 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

平成15年に策定、平成25年3月に改定した「かながわ人権施策推進指針」は令和4年3月に改定予定であり、今般、指針の改定素案に関する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施した。

1 これまでの経過

令和3年9月 第3回県議会定例会文教常任委員会に改定指針素案を報告

令和3年10月～令和3年11月

改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

2 改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

(1) 意見募集期間

令和3年10月13日～令和3年11月12日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

(3) 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数 67件

イ 意見の内訳

区 分	件数
(a)指針全体に関する意見	5件
(b)人権教育・人権啓発の推進に関する意見	0件
(c)相談・支援体制に関する意見	2件
(d)分野別施策の方向に関する意見	47件
(e)人権施策の推進体制等に関する意見	2件
(f)その他	11件
計	67件

ウ 主な意見

- ・ 女性分野においては、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」を「人権尊重の社会づくりに向けた環境整備」に向けた取り組みとするのが適切であると考えます。
- ・ 「疾病等にかかる人権課題」分野に新型コロナワクチン接種に

関する差別問題を取り上げるとともに、「ワクチン接種における差別禁止条例」を制定してほしい。

- ・ 今回の改定において改題した「同和問題(部落差別)」について、現行指針の表題である「同和問題」のままとすることを要望する。
- ・ ひとり親世帯で、新聞やテレビを見る余裕がない家庭など、情報が欲しくても得られる状況にない方にも公的サービスの情報が周知徹底されるネットワークが必要と考える。
- ・ 性的マイノリティについて採り上げたのはとても良いことであると思う。性的マイノリティについて、よく分からない方に知ってもらうために、用語の解説を加えてほしい。
- ・ 災害発生時の人権課題について、「女性、高齢者、障がい者、乳幼児など多様な視点を反映させ〜」という記載の中に、外国籍県民や性的マイノリティなども列記したほうがよい。
- ・ インターネットで情報を発信する際のルールやマナーだけでなく、インターネットから情報を得るにあたってのリテラシーも重要と考える。
- ・ 本指針案を携帯端末で読もうとすると、読み返すことなどが難しかったので、より読みやすくなるような工夫をしてほしい。
- ・ 子どもの関係法令に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」を追加してほしい。

3 今後の対応

県民意見募集（パブリック・コメント）で寄せられた意見について、県の考え方を整理した上で、その結果を反映した改定案をかながわ人権政策推進懇話会、県教育委員会及び県議会に報告し、年度中の改定を行う。

4 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和3年12月 | かながわ人権政策推進懇話会において県民意見募集（パブリック・コメント）実施結果を報告 |
| 令和4年2月 | かながわ人権政策推進懇話会において改定案を報告
第1回県議会定例会文教常任委員会に改定案を報告
教育委員会に報告 |
| 3月 | 改定指針の決定 |

(参考) 改定のポイント

(1) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念

人権施策の取組の経緯等において、「ともに生きる社会かながわ憲章」に係る記載を追加する。

(2) 女性にかかる多様な課題の解消

コロナ禍における女性の人権課題の深刻化も踏まえた上で、女性の就業支援の推進や、女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制を充実するとともに、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた意識改革に資する啓発活動を推進する。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進する。

(3) 障がい者を取り巻く社会的障壁の排除・障がいへの理解促進

障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組み、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。

また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざす。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

ともに生きる社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育む、インクルーシブ教育の推進を図る。

(4) 疾病等に係る偏見・差別等の解消

コロナ禍で顕在化した医療・介護・福祉従事者等への差別問題等を踏まえ、エイズ、ハンセン病、肝炎、がん患者や新型コロナウイルス感染症、難病疾患等に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるための教育・啓発活動を推進し、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別意識の解消を図る。

(5) ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進

「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を県民と共有し、正しい理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制を充実することを「外国籍県民等」分野に記載する。

(6) 貧困を背景とする人権課題の解消

子どもの貧困に対する連携体制の構築や、ひとり親世帯に対する支

援など、生活困窮者や貧困に悩む方に対する支援や、ホームレスの自立支援に関する施策を推進する。さらに、生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動により、貧困を背景とする人権課題の解消をめざす。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、生活困窮者やホームレスについての正しい理解を深める人権教育・人権啓発を推進する。

(7) 性的マイノリティの人権課題の解消

性の多様性に関する正しい理解を深めるため、啓発活動や教育・研修を推進するとともに、性的指向又は性自認に関する悩みに関する相談・支援体制を充実する。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

児童・生徒の発達の段階に応じて、性的マイノリティに対する正しい理解のための教育を推進する。

(8) インターネットの活用により生じる人権侵害の解消

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権侵害が急増していることを踏まえ、インターネットの適切な利用に関する啓発活動や教育を推進する。さらに、インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制を充実するなど、インターネットを悪用した人権侵害の早期解決に向けた取組を推進する。

教育委員会所管部分【教育・啓発等の推進】

児童・生徒の発達の段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等について教育を推進する。

(9) 「様々な人権課題」の内容の見直し

近年新たに顕在化した人権課題として、ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題、アイヌ民族の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化等の課題について追記する。

※ (1)～(9)以外に「子どもの人権」について、教育委員会所管部分において、次のとおり記載を追加する。

- ・ 児童虐待について、学校では、スクールソーシャルワーカーの活用により、関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を推進する。
- ・ いじめ対策について、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し組織的に対応していくほか、家庭・関係機関・地域とも連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

Ⅲ 令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

1 調査の概要

(1) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

(2) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

(3) 調査方法

令和2年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

2 公立学校の調査結果

(1) いじめについて

令和2年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より5,184件少ない、23,061件のいじめを認知した。内訳は、小学校で3,495件の減少、中学校で1,495件の減少、高等学校で161件の減少、特別支援学校で33件の減少であった。（【図1】参照）

いじめの認知件数の減少については、各学校において、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について指導し、未然防止の取組を進めてきたことが要因の一つとして考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響(※)も考えられる。

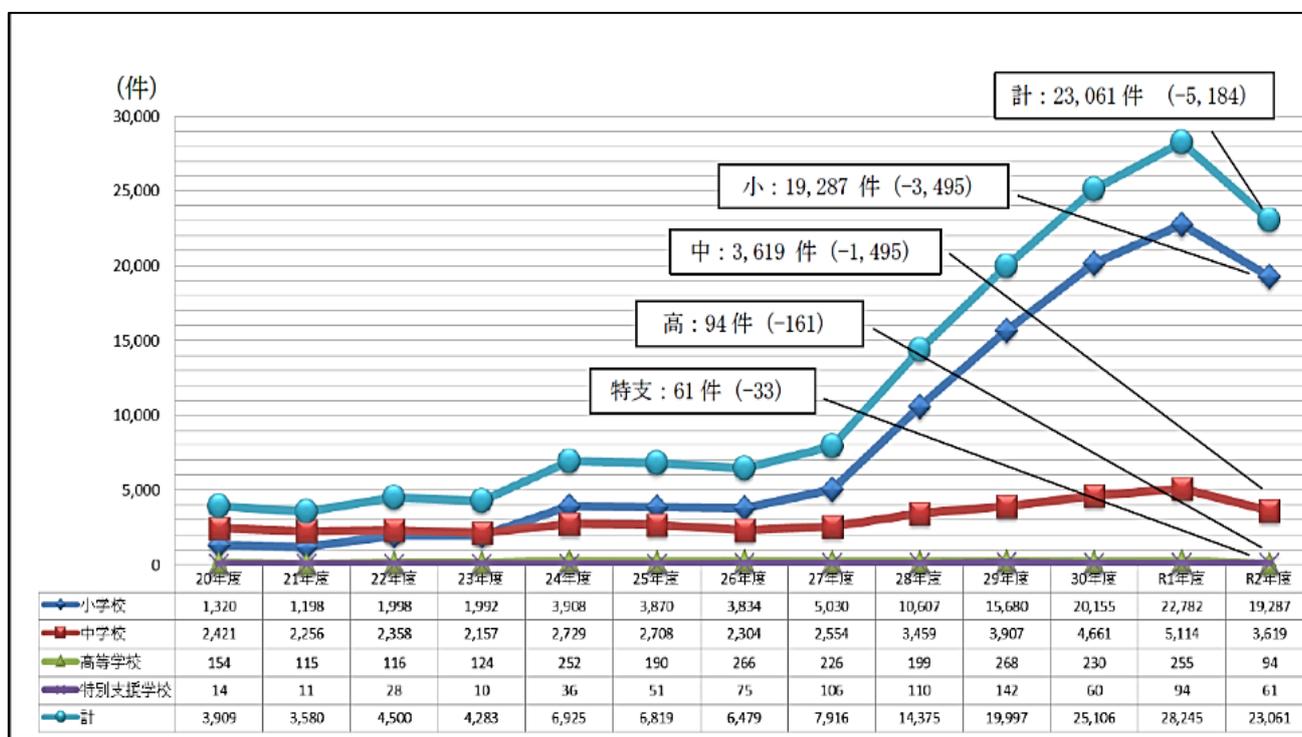
なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から11件減少の14件（小8件、中6件、高0件、特0件）であった。

※「新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響」について

- ・年度当初に地域一斉休業があり例年よりも年間授業日数が少ない学校もあったこと
- ・生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと
- ・学校行事・部活動など様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りする機会やきっかけが減少したこと 等

（出典：「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」文部科学省）

【図1】いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



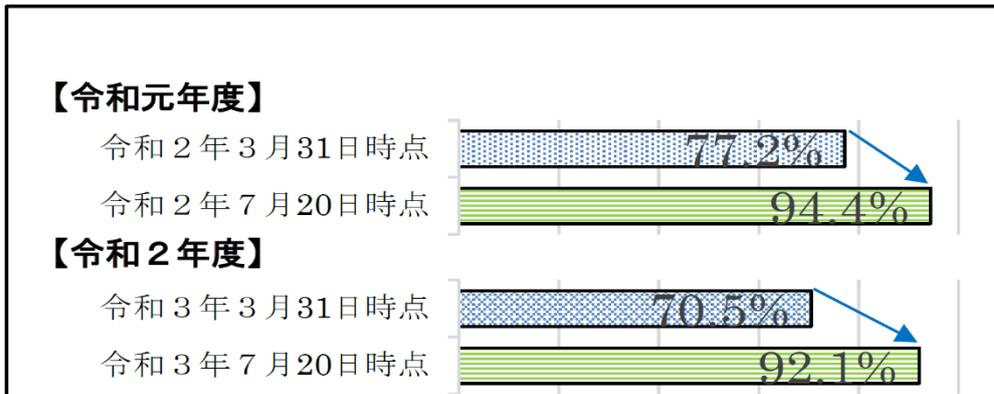
次に、いじめの解消状況について、平成30年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点(夏季休業前)での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

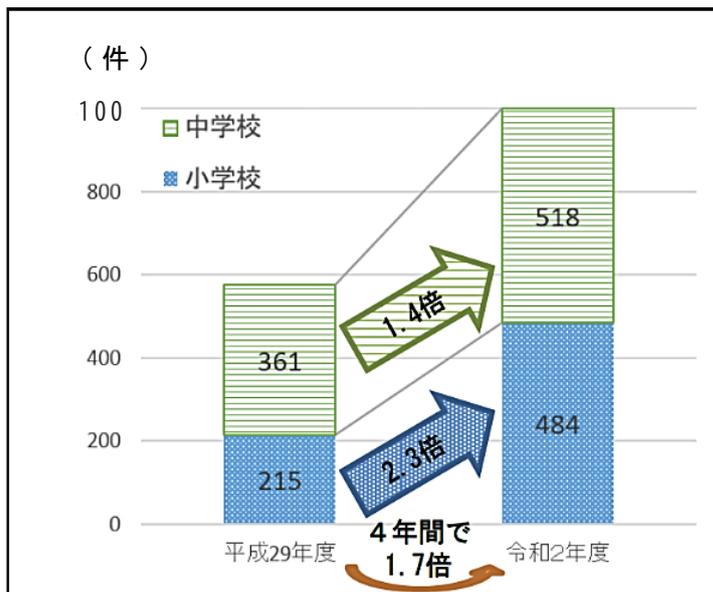
学校では、認知したいじめを全て解消することをめざし、年度を越えて情報を引き継ぐなどしながら、継続的・組織的に粘り強く取り組んでいると捉えられる。解消していないいじめへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

さらに、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。（【図3】参照）GIGAスクール構想による一人一台端末の整備が進んだことを契機に、学校は情報モラルやICT機器を適切に使うスキル等の指導について、より一層充実させていく必要がある。

【図2】いじめが解消している割合（公立小・中・高・特別支援学校）



【図3】いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（公立小・中学校）

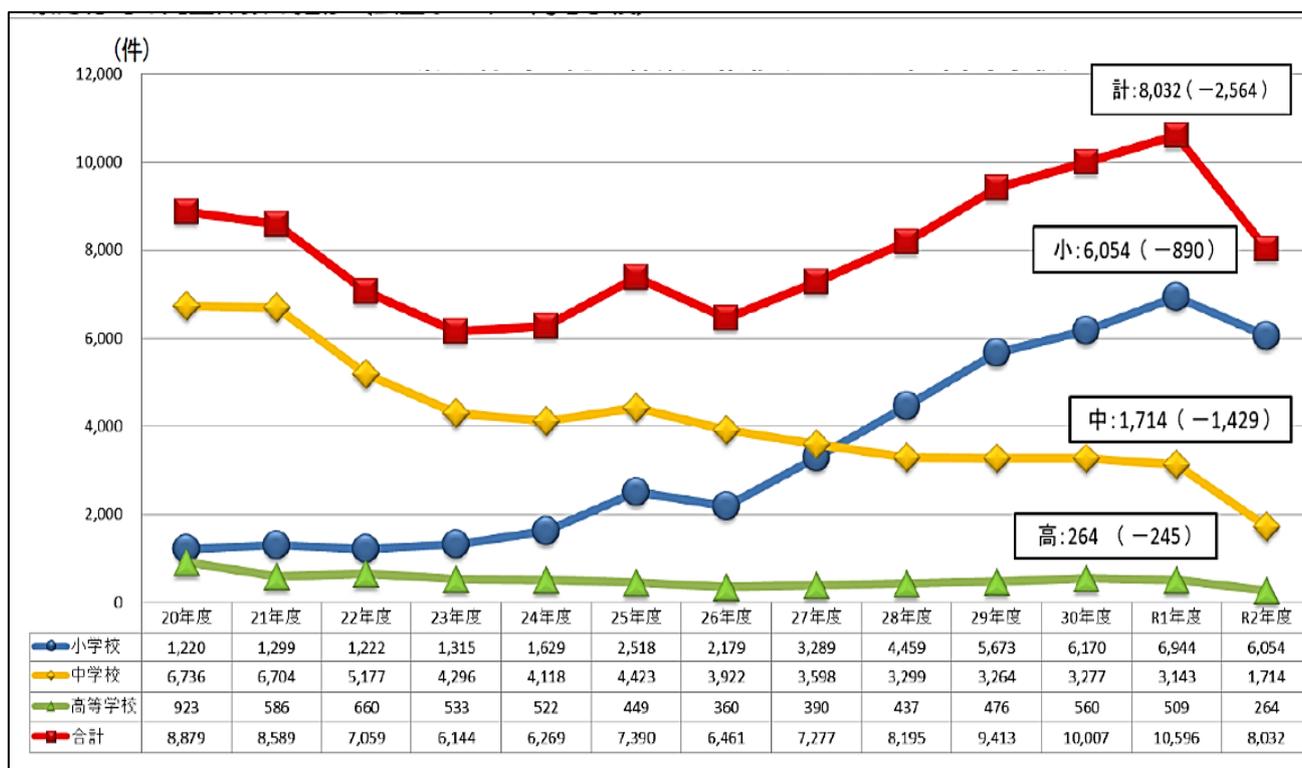


(2) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和2年度の暴力行為の発生件数は、前年度より2,564件減少し8,032件であった。内訳は、小学校で890件の減少、中学校で1,429件の減少、高等学校で245件の減少であった。（【図4】参照）

暴力行為の発生件数の減少については、いじめと同様に、学校が継続して未然防止の取組を進めてきたことが、要因の一つとして考えられるとともに、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響（※89ページ参照）とも考えられる。

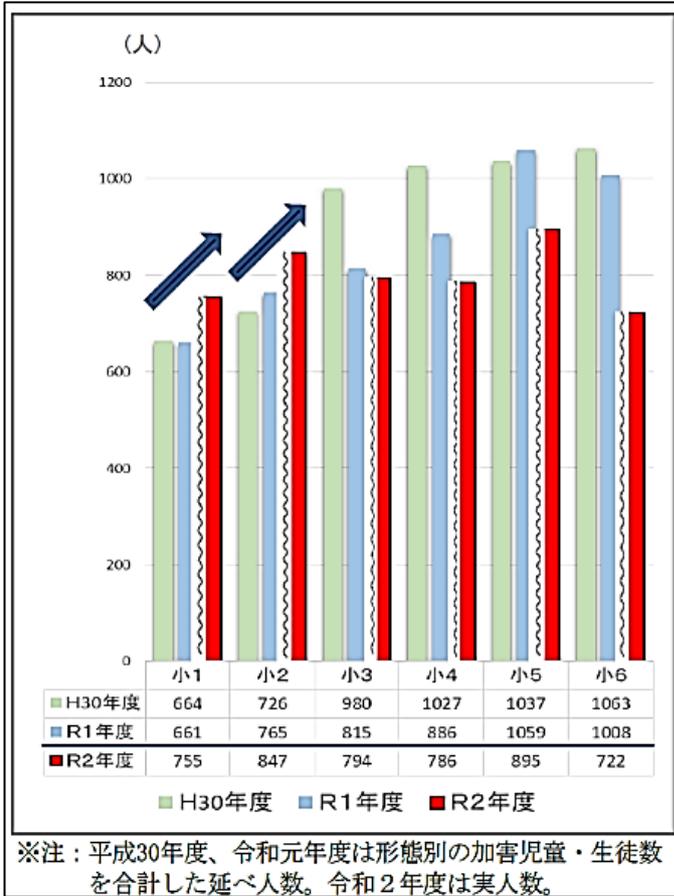
【図4】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



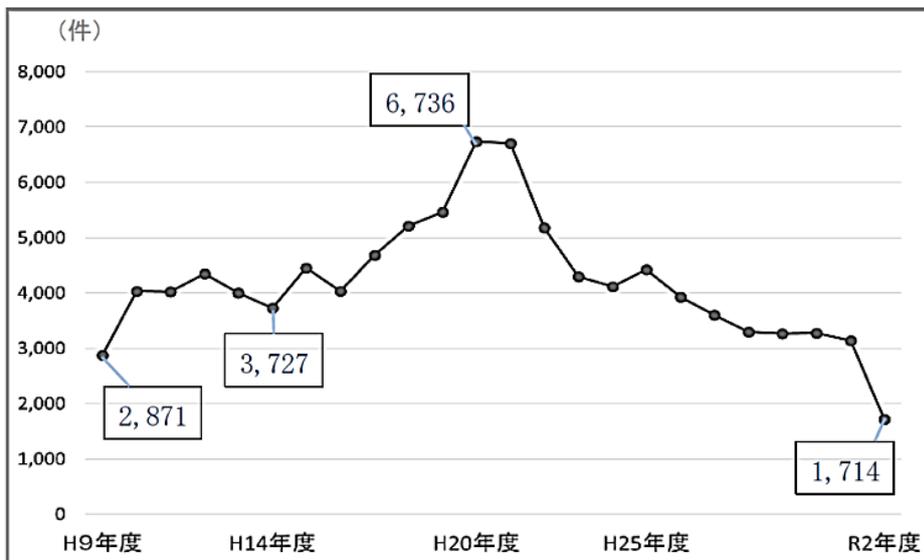
また、今回の調査から学年別の加害児童・生徒数の計上を、延べ人数から実人数に変更した。その中で、小学校を学年別に見ると、低学年（1・2年）の加害児童の数が増加している。小学校の低学年において、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要がある。（【図5】参照）

さらに、中学校での暴力行為の発生件数は、現行の定義による調査となった平成9年度以降、最も少なくなった。平成25年度以降の減少傾向については、暴力行為の防止に向け、学校が継続して取り組んできた成果であると考えられる。（【図6】参照）

【図5】暴力行為の学年別加害児童数の推移（公立小学校）



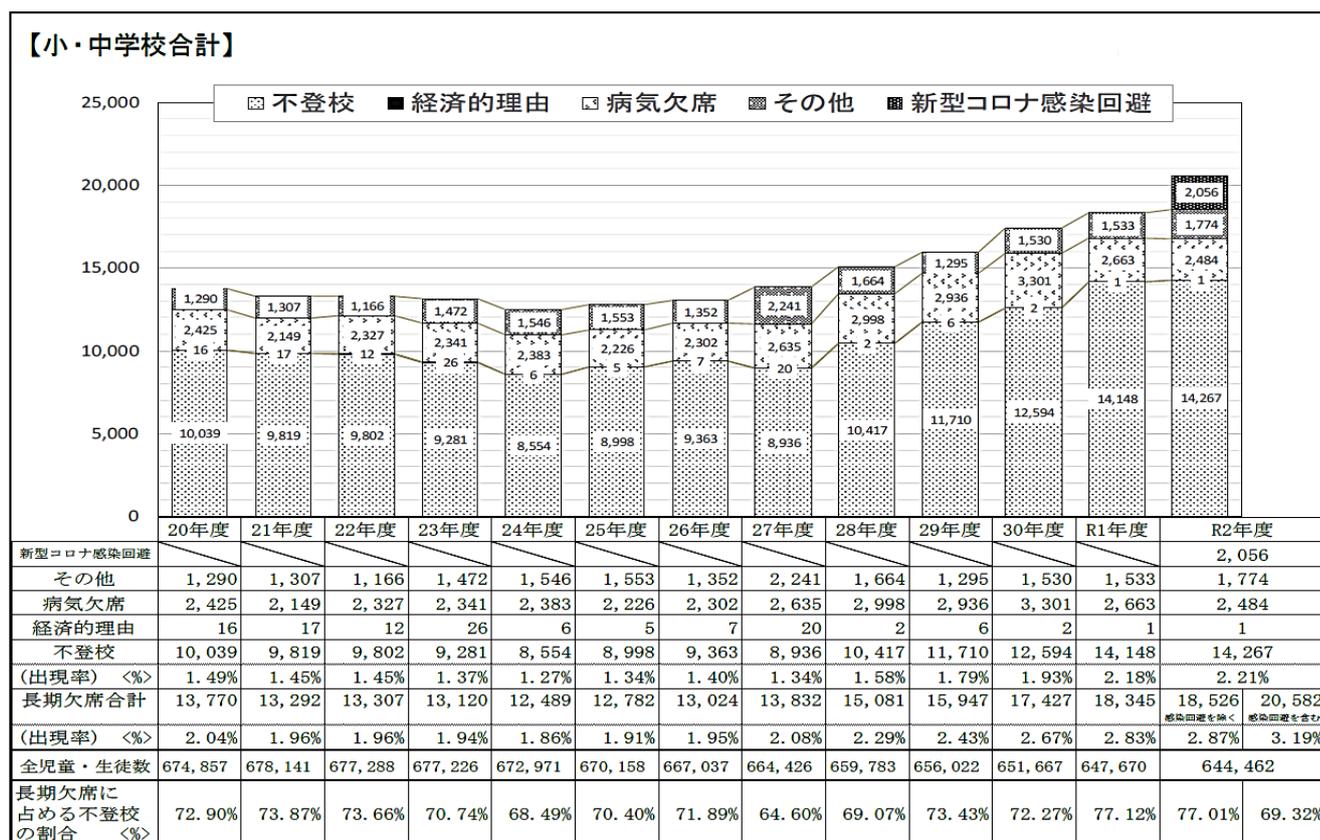
【図6】暴力行為の発生件数の推移（公立中学校）



(3) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

公立小・中学校における長期欠席者数は、今回理由として新たに加わった新型コロナウイルスの感染回避を含むと20,582人であった。新型コロナウイルスの感染回避を除いた長期欠席者は、前年度より181人増加し、18,526人であった。長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、前年度より119人増加し14,267人であった。（【図7】参照）

【図7】理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）



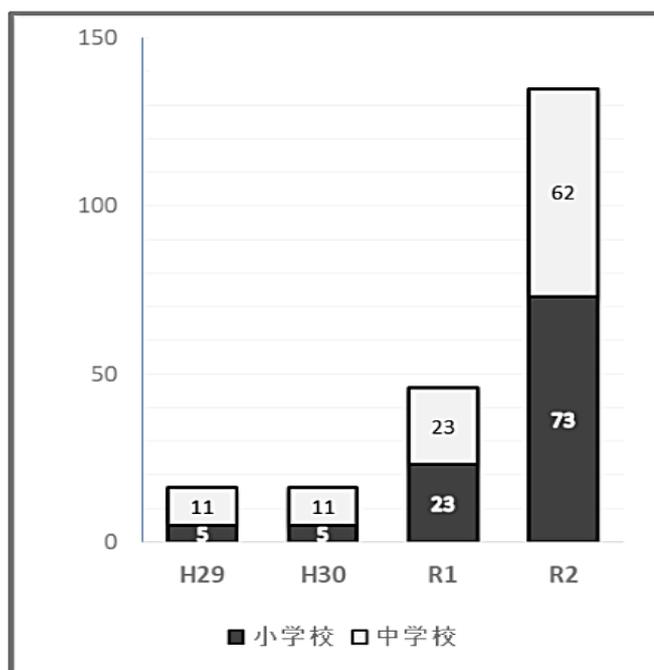
新たな不登校を未然に防ぐことができていない要因として、児童・生徒全体に見られるコミュニケーションスキルの不足等の課題に対し、学校による豊かな人間関係づくり等の取組が十分とはいえないということが考えられる。

また、「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、学校が不登校は環境によって誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援を行うようになったことが増加の一因と考えられる。

次に、ICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校の児童・生徒数が増加している。不登校の児童・生徒にとって、こうした多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自立に向けて重要な支援となる。

（【図8】参照）

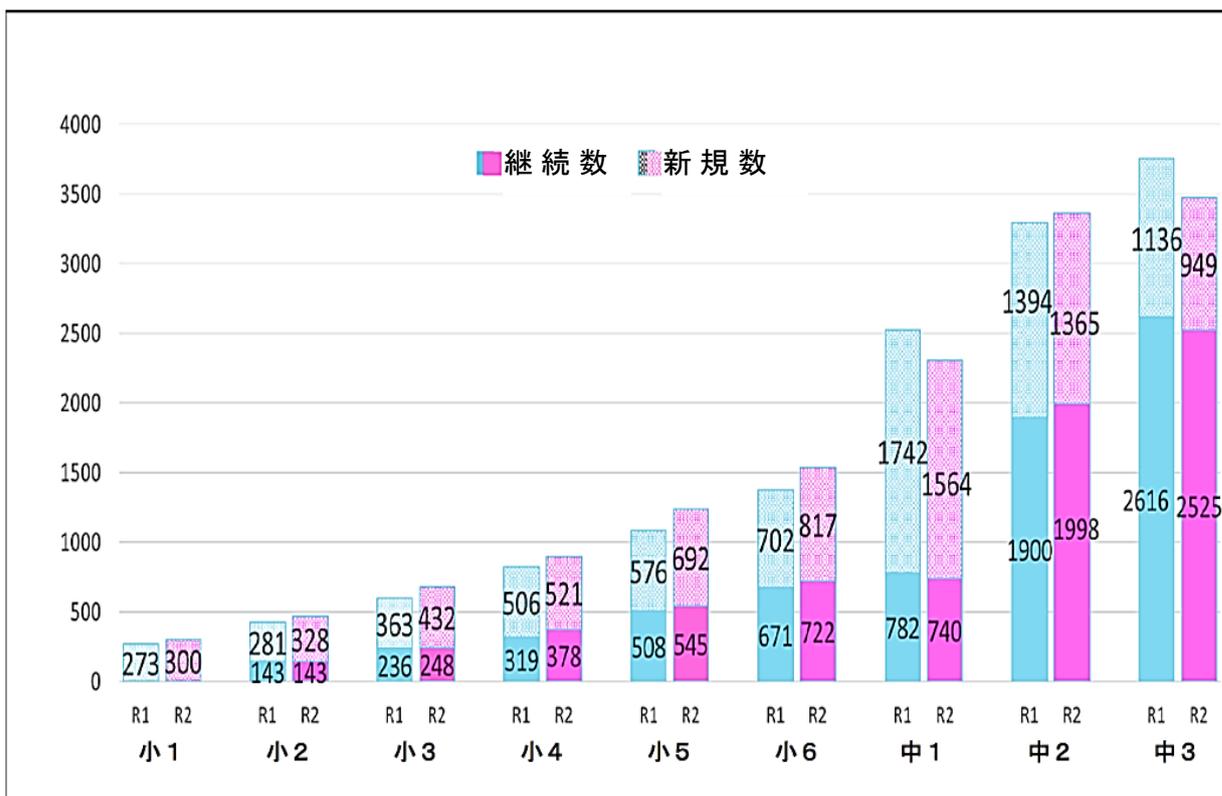
【図8】自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとした児童・生徒数（公立小・中学校）



次に、各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けると、前回調査に比べ、中学校の全学年で新たな不登校の生徒数が減少しており、小学校の全学年で新たな不登校の児童数が増加している。（【図9】参照）

不登校の未然防止につながる「魅力ある学校づくり」に向けて、すべての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、あらゆる場面で一人ひとりの活躍の場や役割をつくり、「わかる授業」を工夫したりするなど、「居場所づくり」に努めるとともに、豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行い、「絆づくり」を図るなど、児童・生徒にとって魅力のある学校づくりに取り組むことが必要である。

【図 9】 学年別不登校の継続数と新規数を分けた前年度比較（公立小・中学校）

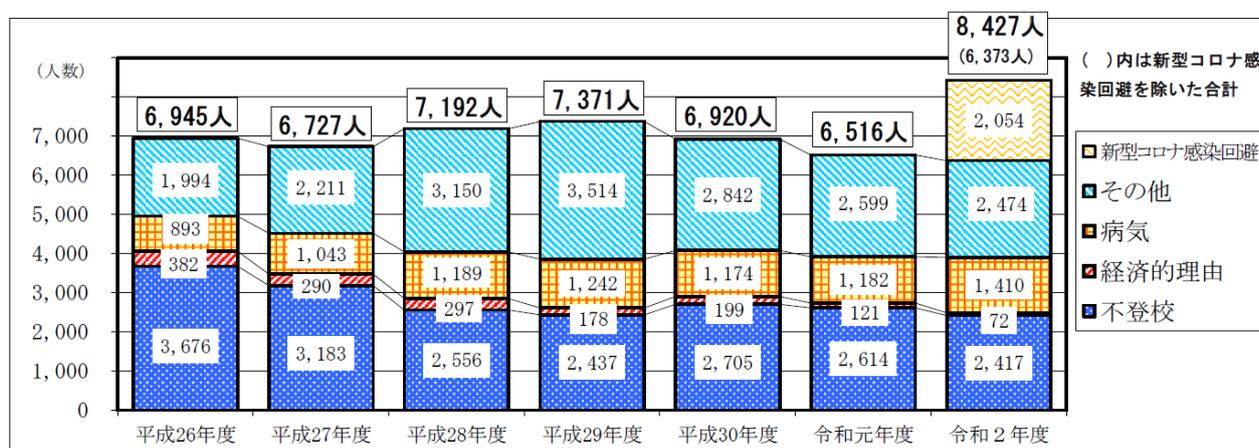


(4) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における、新型コロナウイルスの感染回避を含めた長期欠席者数は8,427人、新型コロナウイルスの感染回避を除いた長期欠席者数については、前年度より143人減少し、6,373人であった。うち不登校生徒数は、前年度より197人減少し、2,417人であった。（【図10】参照）

さらなる不登校生徒の減少に向けて、各学校が、生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導の充実を図る。また、学習意欲や就学意欲を高める指導・支援も継続していく必要がある。

【図10】理由別長期欠席者数の推移
（公立高等学校全日制・定時制合計）



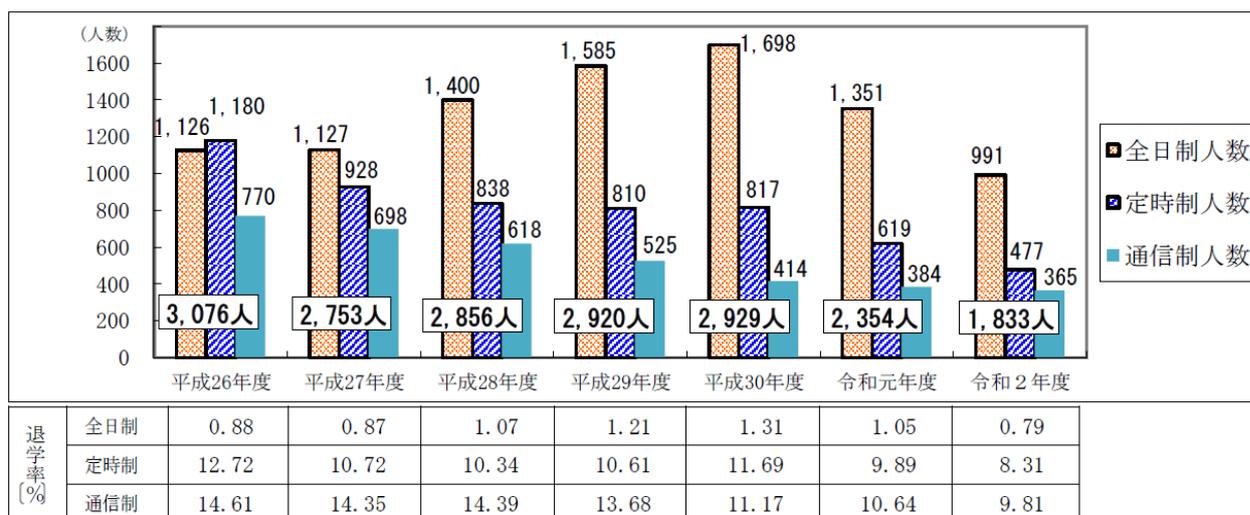
(5) 中途退学者について

公立高等学校全体における中途退学者数は、1,833人であった（全日制は360人減少、定時制は142人減少、通信制は19人減少）。中途退学率についても、全課程で低下した。

（【図11】参照）

「進路変更」「学校生活・学業不適合」を理由に中途退学する生徒の減少が著しいことから、高等学校入学前の学校選択の段階から、各学校の教育内容や特色などの広報を行ったことや、入学後早い段階で生徒一人ひとりの状況を把握し、チームによる支援、指導を丁寧に行ったことにより、中途退学者の減少につながったと考えられる。

【図11】 公立高等学校における中途退学者数の推移
(全日制・定時制・通信制別)



(6) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

ア いじめ（小・中・高・特）

認知件数 6 番目：1,000人あたりの件数36番目
 <前年度認知件数 5 番目：1,000人あたり32番目>

イ 暴力行為（小・中・高）

発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数 5 番目
 <前年度発生件数 1 番目：1,000人あたり 3 番目>

ウ 不登校（小・中）

児童・生徒数 2 番目：1,000人あたりの人数16番目
 <前年度児童・生徒数 2 番目：1,000人あたり 7 番目>

エ 不登校（高校）

生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数23番目
 <前年度生徒数 3 番目：1,000人あたり19番目>

3 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

(1) かながわ元気な学校ネットワークの推進（平成23年度～）

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

(2) 「いのち」の授業の推進（平成24年度～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。「いのちの授業」の中心テーマの一つとして、「いじめを考える」を設定しており、様々な実践事例を収集し、全県に普及している。

(3) 魅力ある学校づくり

ア 魅力ある学校づくり調査研究事業（令和元年度～）

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

イ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業

（平成19年度～）

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止を図る。

ウ 学級経営支援事業（平成27年度～）

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図っている。子どもの安心できる居場所となる学級づくりのために、必要な指導の在り方や方法等について、指導事例を収集し、全県に普及する。

エ 教育相談コーディネーターの養成・配置

（平成16年度～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

オ スクールカウンセラーの活用 (平成7年度～)

【令和3年度の配置状況】

小 学 校：中学校に配置のスクールカウンセラーが
対応

中 学 校：全中学校に配置 (政令市は独自に配置)

高 等 学 校：拠点校に配置のスクールカウンセラーが
全県立高等学校及び中等教育学校に対応

教育事務所：平成27年度からスクールカウンセラーア
ドバイザーを配置し、スクールカウンセ
ラーの相談業務を支援

カ スクールソーシャルワーカーの活用 (平成21年度～)

【令和3年度の配置状況】

小・中学校：4教育事務所に配置 (政令・中核市は独
自に配置)

高 等 学 校：拠点校に配置 全県立学校に対応

(4) 関係機関との連携

ア 県学校・フリースクール等連携協議会 (平成18年度～)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、
学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相
互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児
童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談
会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支
援している。

イ 相談窓口の開設 (平成6年度～)

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110
番」を開設している。平成18年からは24時間受付体制を
整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を
変え、対応している。

ウ SNSを活用したいじめ相談 (平成30年度～)

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を
実施している。令和2年度から県内全ての中・高生を対
象に、通年(5月～3月)で実施している。

(5) 家庭・地域との協働

ア かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ
（平成23年度～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもとの関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催している。

イ 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進
（平成29年度～）

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。

IV 「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）素案修正版について

1 これまでの経緯

- 令和3年3月2日 かながわ特別支援教育推進指針（仮称）素案を文教
 常任委員会に報告
- 5月26日 国が、特別支援学校設置基準の制定案を公表
- 9月24日 国が、特別支援学校設置基準を制定
- 30日 指針の検討状況について文教常任委員会に報告

2 主な修正事項

- 国の特別支援学校設置基準の制定や医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行等を踏まえ、追記及び修正

項目	主な修正事項
1 指針策定の背景及び趣旨 (1)背景 (2)趣旨 2 特別支援教育推進の方向性 (1)基本的な考え方 (2)めざす方向性	○国の設置基準制定を踏まえ、今後の指針策定予定を修正
3 施策の方向 (1)特別支援学校の整備	○国の設置基準制定の経緯や内容、その影響、県教委としての考え方や対応方策等を追記 ○地域ごとの児童・生徒数の推計（令和12年度及び設置基準に基づく既存校での受け入れ可能人数、整備等の方策を明示するため、「オ 施策の方向（地域別）」を新設
3 施策の方向 (2)医療的ケアの充実	○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行を踏まえ、県教委の医療的ケア実施体制や、看護師の配置状況、今後の施策の方向等について追記及び修正
3 施策の方向 (3)県と市町村の役割分担及び連携	○基本的な考え方に、県・市町村教育委員会がインクルーシブ教育の更なる推進を共通理解としたうえで、取り組んでいく方向性を追記 ○就学に関する国の手引き策定等を踏まえ、就学の考え方や仕組み等について追記及び修正 ○全学校種における今後の特別支援教育充実の観点から、教員の人事交流や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携等について追記及び修正

- その他、図表に記載した数値の時点修正や、本文及び脚注中の文言整理など、必要な修正を実施

3 「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）素案修正版の概要

(1) 指針策定の背景及び趣旨

ア 背景

県教育委員会では、すべての子どもたち一人ひとりが持つ自らの力では解決できないそれぞれの課題を「教育的ニーズ」としてとらえ、その教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を推進してきた。

さらに、この理念を踏まえ、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざす、という基本的な考え方のもとで、インクルーシブ教育を推進している。

こうした取組を進める中でも、障がいのある子どもたち一人ひとりに応じた指導・支援を行う特別支援教育については、対象となる子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化という状況を踏まえ、引き続き充実していく必要がある。

そこで、県教育委員会は、本県における特別支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的に、平成30年8月、「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会」を設置した。

その後、令和2年3月、同検討会から「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ」が県教育委員会に報告された。

イ 趣旨

本指針は、県教育委員会が、この「最終まとめ」及びこれまでの施策や県内の児童・生徒数の推移等を踏まえながら、今後概ね10年間を見通す中で、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、その施策の方向を示すものである。

県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体の諸施策や計画を定め、取り組んでいく。また、本指針の基本的な考え方やめざす方向性をすべての市町村教育委員会と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取組を進めることで、県内全域における特別支援教育の充実を図る。

本指針は、今後の社会状況や児童・生徒等の教育的ニーズの変化及びインクルーシブ教育の進展等を踏まえ、必要に応じて、県教育委員会が適時見直し、改定を行う。

(2) 特別支援教育推進の方向性

ア 基本的な考え方

(ア) 共生社会の実現に向けたインクルーシブな環境づくり

共生社会の実現に向けて、すべての児童・生徒等が、どこで学んでもその教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、できるだけ居住する地域において共に学び、共に育つインクルーシブな環境づくりが重要である。

(イ) 社会情勢や教育的ニーズを踏まえた継続的な「あり方」の検討

今後、インクルーシブ教育の進展を踏まえ、社会情勢や児童・生徒等の教育的ニーズの変化及びその時々状況に的確に対応した「特別支援教育のあり方」を常に検討していく必要がある。

(ウ) これまでの施策を踏まえた取組の方向性

① すべての児童・生徒等ができるだけ共に学び共に育つ仕組みづくり

すべての児童・生徒等ができるだけ同じ場で共に学び共に育つ仕組みづくりの取組を更に進める必要がある。

② 多様かつ個別の教育的ニーズに合わせた連続性のある教育の実現

児童・生徒等の多様かつ個別の教育的ニーズに合わせた連続性のある教育の実現に向け、県教育委員会及び市町村教育委員会が、それぞれの学びの場の役割や整備のめざすべき方向性、各地域での課題等を共有し、教育環境や児童・生徒等への指導・支援の更なる充実が必要である。

③ 切れ目ない支援体制の構築

県と市町村が、その役割や状況を踏まえて連携し、各地域における、教育・医療・福祉・労働等の関係機関等の連携・協働による、切れ目ない支援体制を構築していく必要がある。

イ めざす方向性

各学校では、新学習指導要領等に基づき、教員等の資質向上に向けた研究・研修や人材育成を進めるなど、障がいのある子どもの学びを支える特別支援教育の更なる充実をめざす。

また、特別支援教育の充実がインクルーシブ教育の進展に資するために、就学前から高等学校段階までの学びを通じて、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場それぞれの更なる整備をめざす。

(7) それぞれの学びの場における特別支援教育の充実

- ① 就学前：多様な学びの入口を支える取組の推進
- ② 小・中学校：共に学ぶための支援体制づくり
- ③ 高等学校等：多様性を尊重した指導・支援の充実
- ④ 特別支援学校：専門性の更なる向上とセンター的機能等の強化、充実

(4) 連続性のある学びの場の整備と切れ目ない支援の充実

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の間で、教育課程の円滑な接続等による学びの連続性の実現を図り、障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズの変化に応じ、適切な学びの場を整備、提供していくことをめざす。

また、就学前から卒業後まで安心して地域で学び、生活できるよう、教育・医療・福祉・労働等の関係機関等が連携し、個別の支援計画を作成し活用するなど、情報共有を図りながら、切れ目ない支援が適切に行われることをめざす。

(3) 施策の方向

ア 特別支援学校の整備

(7) 基本的な考え方

特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化、多様化の状況に対応し、多様な学びの場の整備という観点から必要な県立特別支援学校の整備を進めることが求められている。

整備を進める上では、特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の核として、在籍する児童・生徒等の教育機関であると同時に、地域全体の支援機関の役割を併せ持つという視点が重要である。

今後の県立特別支援学校の整備は、高度の専門性を必要とする障がいのある児童・生徒等の教育的ニーズ等を十分に踏まえ、地域の実情（児童・生徒等数の将来推計や通学負担、障がいの重度・重複化、多様化）を的確にとらえながら、設置義務がある県と、義務教育段階の教育を担う市町村が連携・協力して進める必要がある。

(イ) これまでの主な取組

平成10年度以降、特別支援学校への入学希望者が増加している状況に鑑み、「養護学校の空白地域の解消」等を目的に県立特別支援学校の整備を進め、平成19年度からは、「県立教育施設再整備10か年計画(まなびや計画)」、平成28年度からは「県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)」により整備を推進してきた。

その中でも、地域的課題への対応として、児童・生徒等の通学負担を軽減するため、できるだけ居住地の近くで学べることをめざし、秦野市及び同市教育委員会との連携・協力のもと、県立秦野養護学校において末広校舎(知的障害教育部門の小・中学部)の開設(平成28年度)や、知的障害教育部門高等部の拡充、肢体不自由教育部門の開設(令和元年度)を行ってきた。併せて、湯河原町、真鶴町及びそれぞれの教育委員会との連携・協力のもと整備を進めてきた県立小田原養護学校湯河原校舎を、令和3年9月に開設した。

また、特別支援学校の高等部知的障害教育部門への進学を希望する生徒の増加に対応するため、平成16年度から、県立高等学校の施設内に、県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門の分教室を設置し、現在まで、県内に20分教室を設置してきた。こうした整備により、本県における県立特別支援学校は、令和3年度時点で、本校29校、2校舎、20分教室(高校施設活用)が設置されている。

(ウ) 課題

令和3年9月、国は、特別支援学校設置基準を制定した。これを受け、令和3年5月1日時点の在籍児童・生徒等数に基づき、既存の県立特別支援学校について改めて算定したところ、校舎面積で14校、運動場面積で20校が基準面積を満たしていない状況である。

設置基準では、現に存する特別支援学校の施設等については、当分の間、なお従前の例によることができる、とされているが、教育環境のより一層の充実という観点から、既存の県立特別支援学校についても、地域ごとに、今後の特別支援学校の児童・生徒数の推計を踏まえ、各地域の実情に応じた対応を図っていくことが求められている。

特別支援学校小・中学部の児童・生徒数の増加が見込まれる地域において、整備を行うとともに、その他の地域においても、インクルーシブ教育の推進及び通学負担の軽減等の観点から、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを進める必要がある。

また、整備を行う際には、障がいの重度・重複化、多様化を踏まえ、児童・生徒等の実態に応じた施設・設備面の対応が必要である。併せて、既存の各県立特別支援学校の老朽化対策について、引き続き計画的な改修等を行う必要がある。

さらに、今後も一定数の生徒への対応が見込まれる県立特別支援学校高等部については、各地域の小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数の動向や県立高等学校におけるインクルーシブ教育実践推進校の進展等を踏まえつつ、増改築による知的障害教育部門の受け入れ枠の拡大や、分教室の教育環境の整備、適正配置を含めた、多様な学びの場の整備を進める必要がある。

県全体の、特別支援学校の児童・生徒数の今後の推計に基づき、国が示す校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を与件として既存の特別支援学校における受け入れ可能人数を算出すると、令和12年度時点で535人の受け入れ枠不足が想定される。特に、今後も、一定期間人口増加が想定される【川崎南部地域、横浜東部地域】では令和12年度に369人、【湘南地域】では180人の受け入れ枠不足が想定される。

特別支援学校の児童・生徒数の推計（令和12年度及び令和22年度）：設置基準に基づく既存校での受け入れ可能人数

県全体		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	2,140	2,109	△ 31	2,247	2,129	△ 118	2,218	2,129	△ 89
	高等部	4,016	3,723	△ 293	4,361	3,768	△ 593	4,101	3,768	△ 333
肢体不自由教育部門		1,366	1,393	27	1,227	1,403	176	1,088	1,403	315
計		7,522	7,225	△ 297	7,835	7,300	△ 535	7,407	7,300	△ 107

(エ) 施策の方向

設置基準の制定を受け、校舎の基準面積を満たさない県立特別支援学校における児童・生徒等の受け入れ枠不足に対しては、地域ごとに、次の①～④の基本的な観点を踏まえ、県立特別支援学校の新設や増改築等の整備を行い、それに合わせた通学区域の変更等を実施していく中で、その解消を図っていく。

また、運動場の基準面積を満たさない県立特別支援学校については、近隣施設の活用など、各学校の教育活動の実情に応じた対応を図っていく。

- ① 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり
- 今後、小・中学部における特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加が見込まれる地域については、県立特別支援学校の整備等に取り組んでいく。
- ② 地域の教育資源を生かした児童・生徒等の居住地に近い学校づくり
- その他の地域においても、インクルーシブ教育の推進及び通学負担の軽減等の観点から、できるだけ児童・生徒等の居住地に近い学校づくりを進めていく。
- 併せて、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、地域的なバランスを踏まえながら、知的・肢体併置などの学部・教育部門の複数設置などを進めていく。
- ③ 県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応
- 県全体で生徒の増加が一定数見込まれる特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応については、小・中学部における特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加が見込まれる地域において、県立特別支援学校の整備等により、高等部知的障害教育部門の受け入れ枠を拡大していく。
- その他の地域においては、それぞれの地域の実情に応じて、既存の県立特別支援学校の増改築による、高等部知的障害教育部門の受け入れ枠の拡大、分教室の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備することで対応していく。
- その中で、分教室については、指導・支援をより充実させることができるよう、必要な教育環境の整備を進めていく。
- ④ 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実
- 長寿命化の観点からも計画的に老朽化対策工事を実施するとともに、時代に即した職業教育等の充実を図るための施設改修や厨房施設の改修工事を検討し、実施していく。

(オ) 施策の方向（地域別）

【川崎南部地域、横浜東部地域】

- 児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、
 - ・ 川崎南部地域に県立特別支援学校（知的障害教育部門）の新設
 - ・ 横浜東部地域に県立特別支援学校（知的障害教育部門・肢体不自由教育部門）の新設
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置
 - ・ 整備の進捗に合わせて、周辺地域を含めた既存の特別支援学校の通学区域の変更
- 等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備（老朽化等への対応を含む）

【湘南地域】

- 児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、
 - ・ 既存の県立特別支援学校（知的障害教育部門）の増改築や肢体不自由教育部門の併置
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置
- 居住地に近い学校づくりの観点から、
 - ・ 整備の進捗に合わせて、周辺地域を含めた既存の特別支援学校の通学区域の変更
- 等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備（老朽化等への対応を含む）

【相模原地域、県央地域】

- 居住地に近い学校づくりの観点から、
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置
 - ・ 整備の進捗に合わせて、周辺地域を含めた既存の特別支援学校の通学区域の変更
- 等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備（老朽化等への対応を含む）

【横須賀・三浦地域】

- 居住地に近い学校づくりの観点から、
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置
 - ・ 整備の進捗に合わせて、周辺地域を含めた既存の特別支援学校の通学区域の変更等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備（老朽化等への対応を含む）

【中地域】

- 児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置
- 居住地に近い学校づくりの観点から、
 - ・ 整備の進捗に合わせて、既存の特別支援学校の通学区域の変更等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備（老朽化等への対応を含む）

【県西地域】

- 児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備（老朽化等への対応を含む）

【川崎北部地域、横浜北部地域】

- 児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、
 - ・ 川崎南部地域、横浜東部地域における整備の進捗に合わせて、既存の特別支援学校の通学区域の変更
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備（老朽化等への対応を含む）

【横浜南部地域、横浜西部地域】

- 児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、
 - ・ 川崎南部地域、横浜東部地域における整備の進捗に合わせて、既存の特別支援学校の通学区域の変更
 - ・ 県立高等学校施設を活用した分教室等(高等部知的障害教育部門)の教育環境の整備や適正配置等を検討し実施
- 既存の県立特別支援学校の教育環境を整備(老朽化等への対応を含む)

【全地域共通】

- それぞれの地域における個別の県立特別支援学校の整備については、施設ごとに整備計画をとりまとめる。
- 既存の特別支援学校の通学区域の変更については、児童・生徒の通学負担を考慮するとともに、既に在籍している児童・生徒の意向を尊重しながら段階的に変更を行っていく。
- 運動場面積が設置基準に満たない既存の県立特別支援学校については、各学校の教育活動の実情に応じ、近隣の学校の運動場や公共施設等のグラウンド等を使用することで対応を図っていく。

イ 医療的ケアの充実

(ア) 基本的な考え方

県立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒等の増加や、医療的ケアの内容の高度化・複雑化等の状況を踏まえ、日常的な学校生活の他、行事等の対応も考慮し、看護師の配置や教職員研修、安全管理体制、医療や福祉機関との連携など、医療的ケアの実施体制の充実に向けた不断の見直し、再構築を行っていくことが必要である。

また、小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援については、各市町村教育委員会が主体となり、必要な体制整備を推進していくことが必要である。そのために県教育委員会は、県立特別支援学校の役割であるセンター的機能を生かし、各市町村における体制整備を引き続き支援していく必要がある。

さらに、令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行された。県教育委員会及び市町村教育委員会は、本法律を踏まえ諸施策を推進していく必要がある。

(イ) これまでの主な取組

① 県立特別支援学校における医療的ケア

平成15年度に「医療ケア等支援事業」を開始し、以降、常勤の看護師の増員を図り、平成20年度からは非常勤看護師の配置を進めてきた。

また、どの県立特別支援学校においても適切な医療的ケアを実施できるよう、平成31年4月に「県立特別支援学校における医療的ケアへの今後の対応について（当面の方策）」をとりまとめ、併せて、「県立特別支援学校における人工呼吸器療法ガイドライン」及び「県立特別支援学校における医療的ケア実施に関する共通の手引き」を作成した。

② 小・中学校における医療的ケア

県教育委員会では、平成30年度から「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を開始し、市町村教育委員会による体制整備を支援してきた。

(ウ) 課題

① 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

医療的ケアを必要とする児童・生徒等の増加や内容の高度化・複雑化に対応していくことや、安全に通学するための支援について、福祉や医療機関と連携をとり、児童・生徒等の居住地の資源やニーズをとらえた対応ができるよう体制整備等を進めていく必要がある。

② 小・中学校における医療的ケアの充実

各市町村における体制整備に向け、今後も県教育委員会の「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」による支援が必要である。

(エ) 施策の方向

① 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

どの学校においても、安全・安心な医療的ケアが進められるよう、ケアの内容に応じた看護師の配置の考え方を検討し、看護師の配置を充実させていく。

医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援について、医療・福祉等の各機関と連携し、実施にむけて検討を進めていく。

② 小・中学校における医療的ケアの充実

県教育委員会は、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」を継続し、小・中学校の教員への医療的ケアに関する研修の実施や、県立特別支援学校の看護師の市町村派遣など、各市町村教育委員会による小・中学校への適切な医療的ケアの体制整備を支援していく。また、小・中学校における医療的ケアの取組の成果を共有することや課題に対する検討を行うことで、各市町村教育委員会における取組の充実・改善を図っていく。

ウ 県と市町村の役割分担および連携（「特別支援学校の整備」「医療的ケアの充実」を除く）

(ア) 基本的な考え方

共生社会の実現に向けて、すべての児童・生徒等が県内のどの地域に居住していても、どの学校種に在籍していても、必要な支援や適切な指導が受けられるよう、できるだけ居住する地域において共に学び、共に育つインクルーシブな環境づくりが重要である。それには、県内全域における特別支援教育の充実を図ることが必要である。

そのため、県教育委員会は、特別支援教育を必要とする児童・生徒等の学びのニーズに応えていくため、県立特別支援学校の専門性のより一層の向上を図っていくとともに、高校教育段階での多様な学びの場の充実を図っていく役割を担う。併せて、専門的見地から市町村教育委員会への支援等を行う役割を担う。

また、市町村教育委員会は、児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに対応した効果的な教育課程を柔軟に編成する等、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実を図っていく役割を担う。併せて、義務教育段階の、子どもの就学に係る相談、適切な就学先の決定等の役割を担う。

このように、県教育委員会と市町村教育委員会がインクルーシブ教育の更なる推進を共通理解としたうえで、特別支援教育の充実に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、十分に連携・協力しながら取組を進めていく必要がある。

(イ) これまでの主な取組

① 各学びの場の充実に関する取組

市町村教育委員会と連携し、市町村立小・中学校における「みんなの教室」モデル事業（平成27年度～30年度）や、市町村立小学校における「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」（令和元年度～）に取り組み、その成果の普及を図っている。

県立高等学校において、知的障害のある生徒が高校教育を受けられる機会を拡大するため「インクルーシブ教育実践推進校」を指定している。

② 特別支援学校のセンター的機能の強化に関する取組

県立特別支援学校のセンター的機能においては、県内を5つの地域ブロックに分け、各地域内の県立特別支援学校が連携しながら、校外支援を進める形で、センター的機能を推進している。

また、平成20年度より、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職のいずれかの職種を、自立活動教諭として配置している。

③ 交流及び共同学習に関する取組

県立特別支援学校では、在籍する児童・生徒が、自分の居住する地域の小・中学生と交流及び共同学習を行う「居住地交流」を実施している。

県立特別支援学校と小・中学校、高等学校等は、相互理解の観点から、各学校間において、交流及び共同学習を行う「学校間交流」を実施している。

④ 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築に関する取組

県教育委員会では、これまで設置していた専門家による「県就学指導委員会」の機能を整理し、新たに「県教育支援委員会」を設置して、就学先決定時のみならず、就学後の一貫した支援について助言を得ている。

また、支援が必要な子ども一人ひとりの成長の過程に沿った所属機関における支援と、教育・医療・福祉・労働等の諸機関の連携による支援というタテ・ヨコの二つの軸で整理した「支援シート」を連携のツールとして導入している。

(ウ) 課題

① 各学びの場の充実に関する取組

県内の公立小・中学校の特別支援学級等を担当する教員の人材育成や、専門性の向上のため、更なる取組を進める必要がある。

② 特別支援学校のセンター的機能の強化に関する取組

幼稚園、小・中学校、高等学校等における、学校全体の支援体制や、指導・支援の工夫・改善に資するため、県立特別支援学校のセンター的機能を更に強化していく必要がある。

③ 交流及び共同学習に関する取組

地域で学ぶ取組を推進する観点から、各学校や学校間において、交流及び共同学習の取組がより効果的に行われるよう、具体的な支援を進める必要がある。また、「居住地交流」において、県立特別支援学校に在籍する児童・生徒が小・中学校の児童・生徒と日常的なつながりを持つ中で相互理解を促進するための手立てを検討していく必要がある。

④ 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築に関する取組

市町村教育委員会は、義務教育段階の子どもの就学に係る相談、適切な就学先の決定等について、今後も法令等の趣旨を十分に踏まえた取組を進めていくため、関係機関等との連携などに継続して取り組む必要がある。

県教育委員会は、県内各市町村教育委員会に対し、障がいのある子どもの就学に関する事前の相談・支援や就学先の具体的な検討、就学後の学びの場の柔軟な見直しといった事項について十分な情報の提供や助言が可能となる仕組みについて検討していく必要がある。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、就学後も、児童・生徒の教育的ニーズの変化等に適切に対応するため、継続的かつ柔軟な教育相談・支援を行う仕組みについて検討していく必要がある。

また、就学前から卒業後まで、教育・医療・福祉・労働等の関係機関等が連携し、情報共有を図りながら、連続性のある支援が適切に行われるよう、県教育委員会及び市町村教育委員会は、引き続き関係機関等との調整に努める必要がある。

(エ) 施策の方向

① 各学びの場における指導や支援の充実

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、人事交流や外部機関への教員派遣を継続実施するとともに、小・中学校への県立特別支援学校教員の派遣を検討し、実施する。また、その成果を、全県指導主事会議等を通じて普及を図っていく。

さらに、大学や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所など、特別支援教育の専門機関等と連携し、特別支援教育の充実に資する実践研究を行い、その成果は全県指導主事会議等を通じて普及を図っていく。

② 特別支援学校のセンター的機能の強化

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校のセンター的機能の活用について、効果検証等の取組を進め、各地域の実情に応じた、より効果的な活用の仕組みを構築していく。

③ 交流及び共同学習の充実

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、県立特別支援学校の児童・生徒が小・中学校等の児童・生徒と共に学習し交流する「居住地交流」について、実施状況等を把握する中で、その取組が連続性のある継続したものとなるよう、居住する地域の小・中学校等に副次的な籍を置く取組について検討を進め、実施につなげていく。こうした取組を、就学前の教育相談等で本人・保護者の意思を確認し、入学後も随時、希望や意思を確認しながら進め、地域での学びを充実させていく。

④ 就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援体制の構築

県教育委員会は市町村教育委員会と連携し、義務教育段階の就学相談・支援について、共通した課題の解決に向けた検討協議や、効果的な実践事例の収集等の取組を進め、各市町村教育委員会の就学相談・支援の指標となるよう、基本的な考え方や取組例をとりまとめた就学の手引（改訂版）を作成する。また、関係機関等

の連携による切れ目ない支援体制の構築について、市町村における個別の支援計画を有効に活用するなどの取組事例を収集し、全県指導主事会議等を通じて、県内全域への普及を図っていく。

4 今後の予定

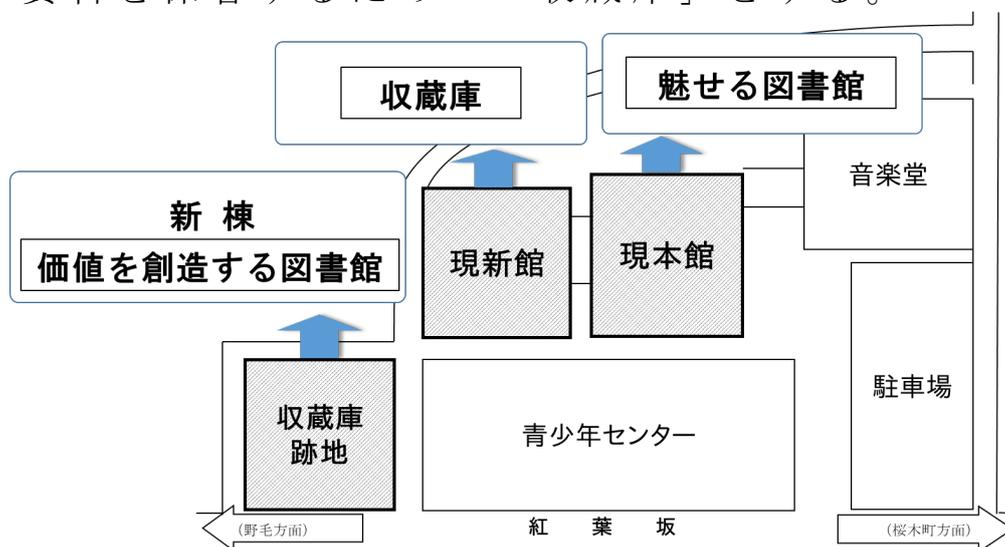
指針の策定については、今後、パブリック・コメント及び市町村教育委員会からの意見聴取等を実施し、その結果を踏まえ、必要な修正を行ったうえで、令和3年度中を目途に取りまとめる予定である。

V 県立図書館新棟の整備状況について

県立図書館新棟については、平成28年10月に策定した「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」に基づき、新築工事を進めている。

1 再整備の概要

収蔵庫跡地に新棟を建築して、利用者が学び、交流することで、自己実現につなげる機能を持った「価値を創造する図書館」とする。また、現本館は、人々が訪れ、親しみ、また来たいと思える賑わいの場となる「魅せる図書館」とする。さらに、現新館は、将来にわたって増えていく蔵書等の資料を保管するための「収蔵庫」とする。



2 新棟新築工事

令和元年度に行った基本・実施設計を基に、令和2年10月から新棟の新築工事を行っている。完成は令和4年3月を予定している。

(1) 新棟の概要

所在地	横浜市西区紅葉ヶ丘44
敷地面積	1,908.07 m ²
延床面積	3,697.64 m ²
構造／階高	鉄筋コンクリート造／地上4階
収蔵可能冊数	約50万冊
席数	約300席



(2) 各フロアの主な構成

「価値を創造する図書館」として、利用者が広く深く学び、また、利用者同士が交流し共に学ぶためのフロア構成とする。1階は多くの利用者が入りやすい雰囲気とし、上層階に上がるにつれて利用者の学びが深まり、4階には利用者同士が交流し議論できるエリアを設ける。

4階	研究交流スペース、グループ討議室、オープン研究スペース、個室研究スペース、生涯学習相談カウンター
3階	一般閲覧席、開架書架（通常・集密）、くつろぎスペース、テラス
2階	一般閲覧席、開架書架（通常・集密）、レファレンスカウンター、サイレントルーム、ラウンジ（飲食スペース）、閉架書庫（集密）
1階	一般閲覧席、開架書架（通常・集密）、エントランスホール、総合カウンター、展示スペース、ラウンジ（ショップ、飲食スペース）

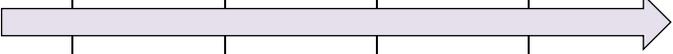
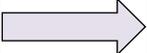
3 供用開始に向けた対応

(1) 概要

令和4年3月の新棟完成後、書架を設置したうえで資料を移転するとともに、資料の配架調整作業や什器類の設置など、新棟開館に向けた準備作業を順次行う。

準備作業に伴い、令和4年4月から新棟の供用開始までの間、図書館サービスを一部縮小し、現新館の一部及び現本館を利用休止とする。

(2) 準備作業スケジュール（予定）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月
書架設置						供用 開始
資料移転等						
什器類設置						

(3) サービス縮小期間中の対応

準備作業に伴う一部サービスの縮小期間中は、現新館の1階に臨時閲覧室を開設し、新着本や新聞など、資料移転作業の影響が小さい資料を閲覧に供することで、県民サービスの提供を継続する。

4 今後の予定

令和4年3月 新棟完成
4月 新棟開館準備、現新館の一部及び現本館の利用休止、一部サービスの縮小
9月 新棟供用開始